

旅 客 営 業 規 則

目 次

第 1 編 総 則

第 1条	この規則の目的	1
第 2条	適用範囲	1
第 3条	用語の意義	1
第 3条の2	消費税課税の運賃・料金	1
第 3条の3	消費税免税の運賃・料金	1
第 4条	運賃・料金前払いの原則	1
第 5条	契約の成立時期及び適用規定	1
第 5条の2	規則の変更	2
第 6条	旅客の運送等の制限又は停止	2
第 7条	運行不能の場合の取扱方	2
第 8条	キロ程のは数計算方	2
第 9条	期間の計算方	2
第 10条	乗車券類等に対する証明	2
第 11条	旅客の提出する書類	2

第 2 編 旅 客 営 業

第 1 章 通 則

第 12条	乗車券類の購入及び所持	3
第 13条	キロ程	3
第 14条	削 除	

第 2 章 乗 車 券 類 の 発 売

第 1 節 通 則

第 15条	乗車券類の種類	3
第 16条	乗車券類の発売箇所	4
第 17条	乗車券類の発売範囲	4
第 18条	乗車券類の発売日	4
第 19条	乗車券類の発売時間	4
第 20条	定期特別急行券及び定期座席指定券の購入申込書	4
第 21条	伝染病患者に対して発売する乗車券	5
第 22条	割引乗車券の発売の制限	5
第 23条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	5
第 24条	割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合	5

第 2 節 普 通 乗 車 券 の 発 売

第 25条	普通乗車券の発売	6
第 26条	削 除	
第 26条の2	事前精算券の発売	6
第 27条	学生割引普通乗車券の発売	6

第 28条	学生割引証	6
第 29条	被救護者割引普通乗車券の発売	8
第 30条	被救護者旅客運賃割引証	8
第 31条	臨時特殊割引普通乗車券の発売	8
第 3 節 定期乗車券の発売		
第 32条	通勤定期乗車券の発売	9
第 33条	通学定期乗車券の発売	9
第 34条	制限距離をこえる定期乗車券の発売	10
第 35条	定期乗車券の一括発売	10
第 4 節 回数乗車券の発売		
第 36条	普通回数乗車券の発売（補則・削除）	11
第36条の2	時差回数乗車券の発売（補則・削除）	11
第36条の3	土・休日割引回数乗車券の発売（補則・削除）	11
第 37条	通学用割引回数乗車券の発売	11
第 5 節 団体乗車券の発売		
第 38条	団体乗車券の発売	12
第 39条	団体旅客運送の申込	12
第 40条	団体旅客運送の予約	13
第 41条	責任人員	14
第 42条	団体旅客に対する保証金	14
第 43条	一部区間不乗の団体乗車券の発売	14
第 44条	団体旅客申込人員の変更	15
第 6 節 貸切乗車券の発売		
第 45条	貸切乗車券の発売	15
第 46条	貸切旅客運送の申込	15
第 47条	貸切旅客運送の予約	15
第 48条	貸切旅客に対する保証金等	15
第 7 節 急行券及び指定券の発売		
第 49条	特別急行券及び座席指定券の発売	15
第 50条	定期特別急行券及び定期座席指定券の発売	15
第50条の2	削除	
第 8 節 特別車両券の発売		
第50条の3	特別車両券の発売	16
第 3 章 旅客運賃・料金		
第 1 節 通 則		
第 51条	旅客運賃・料金の種類	17
第 52条	旅客運賃・料金計算上の経路等	17
第 53条	旅客運賃の計算に使用するキロ程	17

第 54条	運賃制度・賃率の異なる区間にまたがる旅客運賃（補則・阪堺電気軌道株式会社との連絡運輸）	18
第 55条	旅客の区分及びその旅客運賃・料金	18
第 56条	小児の旅客運賃・料金	18
第 57条	割引の旅客運賃・料金（補則・連絡運輸となる割引の旅客運賃）	19
第57条の2	削 除（補則・乗継運賃）	
第 58条	削 除	
第 59条	旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止	20
 第 2 節 普通旅客運賃		
第 60条	大人片道普通旅客運賃（補則・乗継運賃適用区間における連絡普通旅客運賃の計算方）	20
第 61条	片道普通旅客運賃の特定	21
第 62条	削 除（補則・特定都区市内にある旅客会社線駅に接続する南海電鉄の駅発着旅客に対する旅客会社線区間の片道普通旅客運賃の計算方）	
第 63条	削 除（補則・普通旅客運賃計算方の特例）	
第 64条	往復普通旅客運賃	21
第 65条	学生割引	21
第 66条	被救護者割引	21
第 67条	削 除	
第 68条	臨時特殊割引	21
 第 3 節 定期旅客運賃		
第 69条	大人定期旅客運賃	21
第69条の2	大人通勤定期旅客運賃の特定	22
第 70条	制限距離をこえる場合の大人定期旅客運賃	22
第 71条	は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃	22
 第 4 節 回数旅客運賃		
第 72条	回数旅客運賃（補則・削除）	22
第 73条	通学用割引回数旅客運賃	22
 第 5 節 団体旅客運賃		
第 74条	団体旅客運賃	23
第 75条	団体旅客の無賃扱い	24
第 76条	割引率適用方	24
第 77条	団体旅客運賃の計算方	24
第 78条	実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金	24
第 79条	団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算	24
第 80条	削 除	
 第 6 節 貸切旅客運賃		
第 81条	貸切旅客運賃	25
第 82条	貸切旅客運賃の最低額	25
第 83条	貸切旅客の運賃收受定員超過の場合の旅客運賃	25
第 84条	貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算	25
第 85条	大人特別急行料金	25
第85条の2	大人座席指定料金	25

第 7 節 急行料金及び指定料金

第 86条 団体旅客に対する特別急行料金及び座席指定料金	2 6
第86条の2 定期特別急行料金及び定期座席指定料金	2 6
第86条の3 削 除	

第 8 節 特別車両料金

第86条の4 特別車両料金	2 6
第86条の5 団体旅客に対する特別車両料金	2 6

第 9 節 特殊料金

第 87条 車両の留置料金	2 6
第 88条 貸切扱取消しの場合の回送料	2 6

第 4 章 乗車券類の効力

第 1 節 通 則

第 89条 乗車券類の使用条件	2 7
第 90条 効力の特例	2 7
第 91条 券面表示事項が不明となった乗車券類	2 7
第 92条 自動改札装置用の乗車券裏面の磁気不明となった乗車券	2 7
第 93条 不乗区間に対する取扱い	2 7
第 94条 有効期間の起算日	2 7
第 95条 小児用乗車券類の効力の特例	2 7
第 96条 乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方	2 7

第 2 節 乗車券の効力

第 97条 有効期間	2 8
第 98条 継続乗車	2 8
第 99条 途中下車	2 8
第100条 削 除	
第101条 削 除	
第102条 割引回数乗車券の効力	2 9
第103条 改氏名の場合の定期乗車券等の書替え	2 9
第104条 乗車券が前途無効となる場合	2 9
第105条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	2 9
第106条 定期乗車券が無効となる場合	2 9
第107条 回数乗車券の券片の効力の特例	3 0
第108条 通学定期乗車券の効力	3 0
第109条 学生用割引乗車券等の効力	3 1

第 3 節 急行券及び指定券の効力

第110条 急行券及び指定券の効力	3 1
第110条の2 削除	
第111条 特別急行券及び座席指定券の指定駅から乗車しない場合の取扱い	3 2

第112条 特別急行券及び座席指定券が無効となる場合	3 2
第112条の2 定期特別急行券及び定期座席指定券の効力	3 2
第112条の3 定期特別急行券及び定期座席指定券が無効となる場合	3 2
第112条の4 削除	
第112条の5 削除	

第 4 節 特別車両券の効力

第112条の6 特別車両券が無効となる場合	3 2
-----------------------	-----

第 5 章 乗車券類の様式

第 1 節 通 則

第113条 乗車券類の表示事項	3 3
第114条 この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等	3 3
第115条 字模様の印刷	3 3
第116条 乗車券類の駅名の表示方	3 4
第117条 旅客運賃・料金の割引等に対する表示	3 4

第 2 節 乗車券の様式

第 1 款 普通乗車券の様式

第118条 片道乗車券の様式	3 6
第119条 削除	
第120条 削除	
第121条 削除	
第122条 往復乗車券の様式	3 7
第123条 削除	

第 2 款 定期乗車券の様式

第124条 定期乗車券の様式	3 9
第125条 削除	
第126条 削除	

第 3 款 回数乗車券の様式

第127条 普通回数乗車券の様式	3 9
第127条の2 時差回数乗車券の様式	4 1
第127条の3 土・休日割引回数乗車券の様式	4 2
第128条 削除	
第129条 削除	
第130条 通学用割引回数乗車券の様式	4 4

第 4 款 団体乗車券の様式

第131条 団体乗車券の様式	4 5
第132条 団体計数券の様式	4 6

第 5 款 貸切乗車券の様式

第133条 貸切乗車券の様式	4 7
----------------	-----

第 3 節 急行券及び指定券の様式

第 1 款 特別急行券及び座席指定券の様式

第134条 特別急行券及び座席指定券の様式 4 8

第134条の2 削除

第135条 車内特別急行券及び車内座席指定券の様式 5 0

第 2 款 定期特別急行券及び定期座席指定券の様式

第135条の2 定期特別急行券及び定期座席指定券の様式 5 1

第 3 款 削除

第135条の3 削除

第 4 節 特別補充券の様式

第136条 特別補充券の発行 5 3

第137条 出札補充券及び改札補充券の様式 5 3

第138条 削 除

第 6 章 乗車券類の改札及び引渡し

第 1 節 通 則

第139条 乗車券類の改札 5 5

第140条 乗車券類の引渡し 5 5

第 2 節 乗車券の改札及び引渡し

第141条 普通乗車券の改札及び引渡し 5 4

第142条 定期乗車券の改札及び引渡し 5 4

第143条 回数乗車券の改札及び引渡し 5 4

第144条 団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し 5 4

第145条 改札機用乗車券の改札及び引渡し 5 4

第 3 節 急行券及び指定券の改札及び引渡し

第146条 急行券及び指定券の改札及び引渡し 5 5

第 4 節 特別車両券の改札及び引渡し

第146条の2 特別車両券の改札及び引渡し 5 5

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通 則

第147条 乗車変更等の取扱箇所 5 5

第148条 手数料の收受 5 5

第149条 払いもどし請求権行使の期限 5 5

第150条 削 除

第151条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額 5 5

第 2 節 乗車変更の取扱い

第 1 款 通 則

第152条	乗車変更の種類	5 6
第153条	乗車変更の取扱範囲	5 6
第154条	割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	5 6
第155条	特別急行券及び座席指定券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	5 6
第156条	継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止	5 6
第157条	乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間等	5 6
第158条	別途乗車	5 6
第158条の2	乗継運賃適用区間における特殊取扱	5 7

第 2 款 乗 越 し

第159条	乗越し	5 7
-------	-----	-----

第 3 款 方 向 変 更

第160条	方向変更（補則・区間変更）	5 7
-------	---------------	-----

第 4 款 乗 越 し ・ 方 向 変 更 の 競 合

第161条	乗越し・方向変更の競合	5 8
-------	-------------	-----

第 5 款 列 車 変 更

第161条の2	列車変更	5 8
---------	------	-----

第 6 款 団 体 乗 車 券 変 更

第162条	団体乗車券の行程変更	5 9
-------	------------	-----

第 3 節 旅 客 の 特 殊 取 扱 い

第 1 款 通 則

第163条	旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還	5 9
第164条	乗車変更等の手数料の払いもどし	5 9
第165条	旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合	5 9

第 2 款 無 札

第166条	乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	6 0
第167条	定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の収受	6 0
第168条	無札旅客の乗車駅不明の場合	6 0
第169条	急行券等の無札及び不正使用の旅客に対する急行料金・増料金等の収受	6 0

第 3 款 乗 車 券 類 の 紛 失

第170条	乗車券類紛失の場合の取扱方	6 1
第171条	再収受した旅客運賃・料金の払いもどし	6 1
第172条	団体乗車券及び貸切乗車券紛失の場合の取扱方	6 1

第 4 款 任 意 に よ る 旅 行 の 取 り や め

第173条	旅行開始前の旅客運賃の払いもどし	6 1
-------	------------------	-----

規 則 目 次

第174条	使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃等の払いもどし	6 1
第175条	特別急行券及び座席指定券に対する料金の払いもどし	6 2
第175条の2	特別車両券に対する料金の払いもどし	6 2
第176条	旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃の払いもどし	6 2
第177条	旅行開始後の旅客運賃の払いもどし	6 2
第178条	不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合	6 2
第179条	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	6 2
第179条の2	回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	6 3
第179条の3	定期特別急行券及び定期座席指定券使用開始後の料金の払いもどし	6 3
第179条の4	削除	
第179条の5	削除	
第180条	旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし	6 4
第181条	傷い疾病等の場合の証明	6 4
第182条	有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例	6 4
第 5 款 運 行 不 能 及 び 遅 延		
第183条	列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方	6 5
第184条	旅行中止による旅客運賃の払いもどし	6 5
第185条	乗車券の有効期間延長の取扱方	6 5
第186条	無賃送還の取扱方	6 5
第187条	他経路乗車の取扱方	6 6
第188条	旅客運賃・料金の払いもどし駅	6 6
第189条	不通区間の別途旅行の取扱方	6 6
第190条	運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし	6 7
第191条	急行料金及び指定料金の払いもどし	6 7
第191条の2	特別車両料金の払いもどし	6 7
第191条の3	運行不能・遅延等の場合のその他の請求	6 7
第 6 款 誤 乗 及 び 誤 購 入		
第192条	誤乗区間の無賃送還	6 7
第193条	誤乗区間無賃送還の取扱方	6 7
第194条	乗車券の誤購入の場合の取扱方	6 7
第 8 章 入 場 券		
第195条	入場券の発売	6 8
第196条	入場券の料金	6 8
第197条	入場券の効力	6 8
第198条	入場券が無効となる場合	6 8
第199条	入場券の様式	6 8
第200条	入場券の改札及び引渡し	6 8
第200条の2	使用時間が経過した入場券の取扱い	6 9
第201条	無札入場者	6 9
第202条	入場料金の払いもどし	6 9

第 9 章 手回り品

第203条	手回り品及び持込禁制品	6 9
第204条	無料手回り品	6 9
第205条	有料手回り品及び普通手回り品料金	7 0
第206条	削除	
第207条	普通手回り品切符	7 0
第208条		7 0
第209条	削除	
第210条	削除	
第211条	持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置	7 1
第212条	持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置	7 1
第213条	旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置	7 1
第214条	手回り品の保管	7 1

旅客営業規則

第1編 総 則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、南海電気鉄道株式会社(以下「南海電鉄」という。)の旅客の運送及びこれに付帯する入場券の発売等の事業(以下「旅客の運送等」という。)について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 南海電鉄が経営する鉄道による旅客の運送等については、別に南海電鉄が定める場合を除いて、この規則を適用する。

2 他社線と連絡運輸を行う場合は、連絡運輸規則に基づいて取り扱うが、特に必要なものについては、その取扱いを補則として明示した。

(用語の意義)

第3条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、南海電鉄の経営する鉄道をいい、「他社線」とは、南海電鉄と連絡運輸を行う鉄道・軌道・自動車線及び航路をいう。
- (2) 「旅客会社線」とは、西日本旅客鉄道株式会社の経営する鉄道線をいう。
- (3) 「鉄道線」とは、南海線及び高野線をいう。
- (4) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
- (5) 「列車」とは、旅客の運送を行う電車をいう。
- (6) 「キロ」又は「キロ程」とは、営業キロ程をいう。
- (7) 「乗車券類」とは、乗車券・急行券・指定券及び特別車両券をいう。
- (8) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
- (9) 「特別車両」とは、こうや、りんかん、ラピート及び泉北ライナー並びにサザン及び天空の名称で運転する列車で急行券または、指定券を必要とする車両をいう。

(消費税課税の運賃・料金)

第3条の2 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の定めによる消費税相当額を含んだ額とする。

(消費税免税の運賃・料金)

第3条の3 消費税が免除される場合の運賃・料金は、前条に規定する額に110分の100を乗じ、1円未満の数は1円単位に切り上げた額とする。

(運賃・料金前払いの原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって、所定の運賃・料金を支払うものとする。ただし、南海電鉄において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

2 旅客は前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃・団体旅客運賃・貸切旅客運賃・団体旅客及び貸切旅客に対する料金については、南海電鉄において特に認めた小切手をもって支払うことができる。

(契約の成立時期及び適用規定)

第5条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(規則の変更)

第5条の2 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、この規則を当社の裁量により変更できるものとする。

- (1) 規則の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は前項による規則の変更をするときは、その効力発生時期を定め、この規則を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載の他適切な方法で効力発生時期が到来するまでに周知するものとする。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第6条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券類及び入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法又は乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間又は持込みの列車の制限

2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客、又はこれを通過しなければならぬ旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 前項ただし書きの規定は、急行券及び指定券についてこれを準用する。ただし、不通区間通過となる場合でその前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。

3 列車の運行が不能となった場合であっても、南海電鉄において、他社線の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(キロ程のは数計算方)

第8条 キロ程を用いて運賃・料金を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第10条 南海電鉄において、乗車券類等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客の提出する書類)

第11条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が南海電鉄に提出する書類は、墨、インキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所、相当の証印を押すものとする。

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(乗車券類の購入及び所持)

- 第12条** 列車に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。
- 2 前項の規定による外、南海電鉄が特に急行料金・指定料金及び特別車両料金を収受するものとして指定した列車に乗車するときは、その列車に有効な急行券・指定券及び特別車両券を購入し、所持しなければならない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後において、直ちに相当の乗車券類を購入するものとする。

(キロ程)

- 第13条** 旅客運賃・料金の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロ程による。

- 第14条** 削除

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券類の種類)

- 第15条** 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- ア 普通乗車券
 - └ 片道乗車券
 - └ 往復乗車券

- イ 定期乗車券
 - └ 通勤定期乗車券
 - └ 通学定期乗車券

- ウ 回数乗車券
 - └ 普通回数乗車券
 - └ 時差回数乗車券（呼称「オフピークチケット」という。以下同じ。）
 - └ 土・休日割引回数乗車券（呼称「サンキューチケット」という。以下同じ。）

エ 団体乗車券

オ 貸切乗車券

(2) 急行券

ア 特別急行券

イ 定期特別急行券

(3) 指定券

ア 座席指定券

イ 定期座席指定券

(4) 特別車両券

(乗車券類の発売箇所)

- 第 16 条** 乗車券類は、別に定める場合を除いて、駅において、係員又は乗車券自動発売機（以下「券売機」という。）・窓口端末機（以下「窓端」という。）・窓口処理機（以下「窓処」という。）・座指券簡易端末機（以下「簡易端末」という。）・座指券自動販売機（以下「自販機」という。）及び収入管理システム用端末機（以下「端末機」という。）により発売する。ただし、急行券・指定券及び特別車両券は、南海電鉄の指定した箇所において発売又は引換えする。
- 2 係員の承諾を得て乗車券類を所持しないで乗車した旅客に対する特別急行券・座席指定券及び特別車両券は、前項の規定にかかわらず、列車内において発売する。
 - 3 乗車券類は、前各項に規定する外、南海電鉄が臨時に設定した乗車券類臨時発売所において発売することがある。

(乗車券類の発売範囲)

- 第 17 条** 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号に掲げる場合は、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。
- (1) 他駅から有効となる特別急行券又は座席指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合
 - (2) 普通乗車券（往復乗車券に限る。）・定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券を発売する場合
 - (3) 急行券・指定券又は特別車両券を発売する場合
- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。

(乗車券類の発売日)

- 第 18 条** 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、別に定める場合を除き、当該各号によって発売する。
- (1) 定期乗車券
有効期間の開始日の前日から発売する。
 - (2) 団体乗車券及び貸切乗車券
運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の1か月前（前月の同じ日）から発売する。
 - (3) 特別急行券・座席指定券及び特別車両券
当該列車が始発駅を出発する日の1か月前（前月の同じ日）から発売する。
 - (4) 定期特別急行券及び定期座席指定券
使用開始月の前月25日から月末まで発売する。
- 2 特別急行券又は座席指定券と同時に使用する普通乗車券は、その特別急行券又は座席指定券を発売する日から発売することができる。
- 3 南海電鉄が乗車券類の発売を委託した箇所においては、前各項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

(乗車券類の発売時間)

- 第 19 条** 駅における乗車券類の発売時間は、別に定める場合を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、窓端で発売する普通乗車券（以下「窓端用普通券」という。）・定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券・貸切乗車券・急行券・指定券及び特別車両券については、その発売時間を別に定めることがある。

(定期特別急行券及び定期座席指定券の購入申込書)

- 第 20 条** 定期特別急行券又は定期座席指定券は、駅に設備する購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。

(伝染病患者に対して発売する乗車券)

第 21 条 伝染病患者に対して発売する乗車券は、貸切乗車券に限る。

(注) 伝染病とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、指定感染症（同法第7条の規定に基づき、政令で定めるところにより同法第19条又は第20条の規定を準用するものに限る。）、新感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。

(割引乗車券の発売の制限)

第 22 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第 23 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第 24 条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

2 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの

第 2 節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第 25 条 旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券又は往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。

第 26 条 削除

(事前精算券の発売)

第 26 条の 2 定期乗車券を所持する旅客が、当該乗車券の券面表示区間外から乗車する場合、乗車駅で当該乗車券の乗車方向の最遠の駅まで有効となる別に定める事前精算券を発売する。

(学生割引普通乗車券の発売)

第 27 条 南海電鉄が別に定める学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、片道の区間を 100 キロメートルをこえて旅行する場合で、第 28 条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、割引普通乗車券を発売する。

補 則 他社線との連絡運輸の場合で、次の各号の 1 に該当するときは、本条の規定を適用する。

(1) 当社線と旅客会社線との連絡運輸で、旅客会社線のキロ程が片道 100 キロメートルをこえるときは、旅客会社線のみ割引する。

(2) 当社線と南海フェリー航路との連絡運輸で、当社線と南海フェリー航路とのキロ程を併算して片道 100 キロメートルをこえるとき。ただし、当社線・南海フェリー航路及び旅客会社線との 3 線にまたがる連絡運輸の場合で、旅客会社線のキロ程が片道 100 キロメートルをこえるときは、旅客会社線のみ割引を行い、旅客会社線のキロ程が片道 100 キロメートルに満たないときはいずれの区間についても割引をしない。

(学生割引証)

第 28 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって学生割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証・生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年令・有効期限（通信教育の学校にあっては有効期間）・発行年月日・学校所在地・学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする

普通乗車券の発売

2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。
一般学校用

表		裏		
12.8cm	学校学生生徒旅客運賃割引証 (一般学校用)			(この割引証の使用上の注意) (1) 旅客鉄道会社の指定学校(通信教育の学校を除く。)の学生又は生徒(12才未満の者を除く。)が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。 (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。 (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。 (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印してないものは、使用できません。 (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。 (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。 (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。 (9) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(3箇月間)です。
	第.....号 学校種別又は指定番号			
	乗車券の種別	駅から駅まで	経路	
	乗車券の種類	片道 往復 連続 周遊		
	部科及び学年	第 学年(年次)		
	証明書番号			
	使用者の氏名及び年齢	(才)		
	割引率	旅客鉄道会社線	2割	
	有効期限	平成 年 月 日まで		
	平成.....年.....月.....日発行 学校所在地..... 学校名..... 代表者職印 学校代表者氏名.....			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41	

9.1cm

備考 この割引証は、緑色刷りとし、表面中央上部に旅客会社線の印を印刷する。

通信教育学校用

表		裏		
12.8cm	学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)			(この割引証の使用上の注意) (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。 (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。 (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。 (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印してないものは、使用できません。 (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。 (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。 (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。 (9) この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)です。
	第.....号			
	乗車券の種別	駅から駅まで	経路	
	乗車券の種類	片道 往復 連続 周遊		
	部科及び学年	第 学年(年次)		
	証明書番号			
	使用者の氏名及び年齢	(才)		
	割引率	旅客鉄道会社線	2割	
	有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
	平成.....年.....月.....日発行 学校所在地..... 学校名..... 代表者職印 学校代表者氏名.....			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41	

9.1cm

備考 この割引証は、緑色刷りとし、表面中央上部に旅客会社線の印を印刷する。

放送大学用

表		裏		
12.8cm	放送大学学生旅客運賃割引証			(この割引証の使用上の注意) (1) 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。 (2) 発行者において記入し、押印してないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。 (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。 (5) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。また、学生証は係員の請求があるときは、呈示してください。
	第.....号			
	利用運輸機関名	駅から駅まで	経路	
	乗車券の種類	回数券		
	部科及び学年	第 学年(年次)		
	学生証番号			
	使用者の氏名及び年齢	(歳)		
	割引率	2割		
	有効期間	学額証発行日から1ヶ月		
	平成.....年.....月.....日発行 学校所在地..... 学校名..... 印 学校代表者氏名.....			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	(備考)	
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)		

9.1cm

備考 この割引証は、青色刷りとし、表面中央上部に旅客会社線の印を印刷する。

3 学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、一般学校用のものにあつては発行の日から3か月間、通信教育学校用のものにあつては面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後までの期間とする。ただし、一般学校用のもので、有効期間の開始日又は有効期間の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第29条 南海電鉄が特に指定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第30条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼、虚弱若しくは不具のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者旅客運賃割引証)

第30条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは、付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏		
12.8cm	被救護者旅客運賃割引証	契印		
	第.....号	指定番号		
	乗車船区間	駅から 駅まで	経由	
	乗車券の種類	片道	被救護者	片道
		往復	付添人	往復
	旅行証明書番号			
	被救護者の氏名 及び年齢		(オ)	
	付添人の氏名 及び年齢		(オ)	
	割引率		5割	
	有効期限		平成 年 月 日まで	
平成.....年.....月.....日発行				
施設の所在地.....				
施設名.....		代表者 職 印		
代表者氏名.....				
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31 33	

9.1cm

備考 この割引証は、表面中央上部に旅客会社線の印を印刷する。

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）し、又は押印していないものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所が発行者の職印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失つた後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで（1箇月間）です。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

(臨時特殊割引普通乗車券の発売)

第31条 南海電鉄が特に必要と認める場合は、旅行目的・割引を受ける者の資格・割引区間・割引証票等を特定し、又は季節により旅行目的地を特定して割引普通乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって割引普通乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅・発売区間・発売期間等をそのつど関係の駅に掲示する。

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第32条 100キロメートル以内の区間を、常時、区間及び経路を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、通勤定期乗車券を発売する。ただし、V8マルチ乗車券自動発売機（以下「V8マルチ券売機」という。）により購入する旅客は、定期乗車券購入申込書の提出を省略することができる。

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

表

+ 定期券購入申込書 (兼 こどもICOCA購入申込書) +	
購入券種	<input type="checkbox"/> 磁気定期券・PiTaPa定期券 <small>※PiTaPa定期券の場合は定期券用紙が不要です。</small> <input type="checkbox"/> こどもICOCA・ICOCA定期券 <small>【カードあり・なし(新規)】</small> <small>※初めてICOCA定期券・こどもICOCAをご購入の際は、手数料(発行料)500円が必要です。</small>
新規・継続	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 要・不要 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 通勤・通学 <input type="checkbox"/> 大人・小児
有効開始日	20 年 月 日から 有効期間 1か月・3か月・6か月
学校名	<small>※通学定期券をお申し込みの場合は学校名、該当する通学区間をお知らせください。</small>
区分	その他・小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校・実習
乗車区間	～ 区間 ～
バス	～ 大浜町下全線フリーゾーン
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 小児 <input type="checkbox"/> その他 <small>※性別不明の場合はIC定期券のみ発行となる区間が設定されます。</small>
氏名	カナ (姓) (名) 男・女
名	漢字 姓
生年月日	西暦 年 月 日
住所	<small>※通学定期券を購入される場合は必ずご記入ください。</small>
電話番号	～
定期乗車券の有効期間外の交通利用	<input type="checkbox"/> 利用する・利用しない(改札機の扉を閉じてお知らせします)
支払方法	現金・クレジット・PiTaPa(PiTaPa定期券のみ)
カード決済番号(乗客の番号)	ICOCA定期券・こどもICOCAの紛失再発行手続きの際、カード決済欄に使用します。
【個人情報の取扱い】 ・お客様の個人情報は、申込内容やご利用の種別ほか、定期券発行情報など、お客さまへ連絡する必要がある場合に使用いたします。 ・他社との連絡は定期券で、その他からの問合せに対し申込内容をお知らせすることがあります。 ・ICOCA定期券・こどもICOCAの紛失再発行時など、本人確認が必要な連絡をさせていただきます。同時に、ICOCA、ICOCA定期券、こどもICOCAを発売する他社へ個人情報を提供いたします。	
・裏面も必ずお読み下さい。 ☎ 南海電鉄 19104	

※裏面省略

(通学定期乗車券の発売)

第33条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が、100キロメートル以内の区間を通学のため、常時、区間及び経路を同じくして、順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書（窓端により発売する通学定期乗車券は、通学証明書と定期乗車券購入申込書）を提出したとき又は第108条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅との相互間について通学定期乗車券を発売する。ただし、V8マルチ券売機により購入する旅客は、通学証明書の提出又は通学定期乗車券購入兼用証明書の呈示及び定期乗車券購入申込書の提出を省略することができる。

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

表

(契印)

通学証明書

学校種別
又は指定番号

区分

通学者の氏名

年齢及び性別 () (才) 女

通学者の居住地 電話()

部科及び学年 部 科 学年(年次)

証明書番号

通学区間 駅 駅間 経由

通学定期乗車券の有効期間 箇月

南海通学定期乗車券の使用開始日 平成 年 月 日から

通学証明書の有効期限 平成 年 月 日まで

平成 年 月 日発行

証 学校所在地

学校名

学校代表者氏名

代表者

職 印

1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期間まで(1箇月間)です。
2 この証明書のうち、契印の欄以外の記入事項は、発行者が記入(性別は、該当のものも○で囲む。)してください。
3 この証明書のうち、契印の欄は、通学者が記入してください。
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、契印欄の記入事項については通学者の契印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には、記入しをいでください。

年 月 日まで

(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(発着駅)	(発売額)	(乗車区間)

12.5cm (裏無地)

備考 必要により様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。ただし、指定学校の規定による有効期間開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生・生徒又は児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で、南海電鉄が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(制限距離をこえる定期乗車券の発売)

第34条 南海電鉄が特に必要と認める場合は、第32条及び前条の規定にかかわらず、乗車区間のキロ程が100キロメートルをこえる定期乗車券を発売することがある。

(定期乗車券の一括発売)

- 第35条 第32条・第33条及び第34条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。
- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することがある。

第4節 回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

- 第36条** 旅客が同一運賃区間をしばしば乗車する場合、当該区間に有効な11券片又は22券片の普通回数乗車券を発売する。
- 2 前項の規定によって、普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限る。

(泉北線との連絡普通回数乗車券の発売)

補 則 削除

(時差回数乗車券の発売)

- 第36条の2** 旅客が同一運賃区間を、鉄道事業法施行規則第35条第1項に規定する平日の発着時刻で運行する日(以下「平日」という。)の10時から16時までの間及び平日以外の日にしばしば乗車する場合、大人の無割引に限り当該区間に有効な12券片の時差回数乗車券を発売する。ただし、鋼索線相互は除く。
- 2 前項の規定によって、時差回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限る。
- 3 鉄道線と鋼索線とにまたがって発売する場合、鉄道線の時差回数乗車券の区間と鋼索線を1券片の区間としたものとする。

(泉北線との連絡時差回数乗車券の発売)

補 則 削除

(土・休日割引回数乗車券の発売)

- 第36条の3** 旅客が同一運賃区間を、平日以外の日にしばしば乗車する場合、大人の無割引に限り当該区間に有効な14券片の土・休日割引回数乗車券を発売する。ただし、鋼索線相互は除く。
- 2 前項の規定によって、土・休日割引回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限る。
- 3 鉄道線と鋼索線とにまたがって発売する場合、鉄道線の土・休日割引回数乗車券の区間と鋼索線を1券片の区間としたものとする。

(泉北線との連絡土・休日割引回数乗車券の発売)

補 則 削除

(通学用割引回数乗車券の発売)

- 第37条** 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業及び単位認定試験の受講並びに試験のため、第36条に規定する区間を、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校のもより駅までの区間について、11券片の通学用割引回数乗車券を発売する。
- (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生のうち全科履修生、修士全科生及び博士全科生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒
- 2 前項の通学用割引回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、第28条第2項に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、その在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。
- 3 前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は第28条第3項の規定にかかわらず、発行の日から1か月間とする。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第38条 一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であつて、次の各号の1に該当し、かつ、南海電鉄が団体としての運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児、児童福祉法第39条に規定する保育所の児童及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童とその付添人、当該学校・保育所の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ。）とによって構成された25人以上の団体で、その学校・保育所の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱いをする。

イ 付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(ア) 幼稚園の幼児・保育所の児童・幼保連携型認定こども園の幼児又は小学校（義務教育学校前期課程を含む。）第3学年以下の児童であるとき

(イ) 不具又は虚弱のため南海電鉄において付添を必要と認めるとき

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの

2 前項に規定するものの外、南海電鉄において特に必要と認め、旅行目的・割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体（以下「特殊団体」という。）の旅客で、南海電鉄が運送の引受けをしたものに対して、団体乗車券を発売することがある。

3 普通乗車券を購入しようとする旅客が、第1項に規定する団体へ参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

(注) 「特別の約束」とは、乗車区間・乗車列車その他の諸条件を団体旅客と同一条件とすることなどという。

4 団体旅客に対し輸送力その他の理由によって分割輸送の必要があるときは、団体計数券を発売し、分割乗車の取扱いをすることがある。

(団体旅客運送の申込み)

第39条 第38条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、南海電鉄において特に認める場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することができる。

2 団体旅客運送申込書の様式は、次のとおりとする。

23.5cm

団体旅客輸送申込書					
南海電気鉄道株式会社 御中					年 月 日
団体名				種別	普通・中学生・その他の学生
申込人員	大人	小児	教職員	付添人	計
輸送希望時刻・列車					
年・月・日	区 間	希望時刻・列車	決定時刻・列車	着時刻	記 事
・ ・	—	時 分 區 列車	時 分 區 列車	時 分	
・ ・	—	時 分 區 列車	時 分 區 列車	時 分	
・ ・	—	時 分 區 列車	時 分 區 列車	時 分	
・ ・	—	時 分 區 列車	時 分 區 列車	時 分	
・ ・	—	時 分 區 列車	時 分 區 列車	時 分	
・ ・	—	時 分 區 列車	時 分 區 列車	時 分	
・ ・	—	時 分 區 列車	時 分 區 列車	時 分	
・ ・	—	時 分 區 列車	時 分 區 列車	時 分	
上記の団体旅客輸送について貴社の営業規則を承諾のうえ申し込みます。					
団体申込責任者		住 所			
		氏 名		印	
団体あつ旋人		住 所			
		氏 名		印	
受付 年 月 日			駅(区)長		
責任人員	大人	名	小児	名	運送引受番号 号
保証金	円 也 (納付) 年 月 日 運輸車両部長			承認	

18.0cm (裏無地)

備考 3片制とする。うち1片は請書、1片は控とする。

3 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学生団体

教育長又は学校長。(保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。)ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者、申込責任者又は旅行幹旋業者

4 団体旅客運送申込書の記入方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申込責任者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

(2) 幹旋人住所氏名欄には、旅行幹旋業者が幹旋をした場合に当該旅行幹旋業者の住所氏名を記入する。ただし、普通団体であつて、旅行幹旋業者が申込者の場合は、同欄の記入は省略する。

(3) 前項第1号の場合で、数校連合のとき又は第38条第3項の規定により普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、団体旅客としての取扱いを希望するときは、申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、記事欄に係属学校別の人員又は普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示する。

(団体旅客運送の予約)

第40条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、南海電鉄において運輸上支障がないと認めるときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に前条の規定によって收受した団体旅客運送申込書に引受けをした旨を記載し交付するものとし、第41条第1項第2号及び第3号に該当する団体の場合は、引受けをした団体旅客運送申込書交付の通知を發した日から7日以内にこれを引き取らないときは、当該団体旅客運送の申込みは取り消されたものとみなして取り扱う。
- 3 前項の規定によって、団体旅客運送引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際これを呈示しなければならない。

(責任人員)

- 第41条** 団体旅客を次の各号の1により運送する場合は、その団体旅客の全行程について申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満のは数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を收受することを条件として引受けを行う。
- (1) 特別に列車を設定し、又は増結して運送する場合
 - (2) 特別急行券又は座席指定券の購入を必要とする場合
 - (3) その他特別の手配をして運送する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、南海電鉄において特に必要と認める場合は、行程中の一部区間について前項の規定を適用し、又は前項の規定による責任人員を減ずることがある。
 - 3 団体旅客運送の引受け後、第44条の規定による団体の引受条件の一部の変更の承諾を行う場合で第1項の規定による責任人員が減少したときは責任人員の変更を行わない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、団体旅客運送の引受け後において、南海電鉄の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、第1項の規定による責任人員が減少したときは、責任人員を減ずることがある。

(団体旅客に対する保証金)

- 第42条** 団体旅客の申込者は、前条の規定により責任人員を付された場合は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃・料金の1割に相当する額（100円未満のは数は100円単位に切り上げる。）を保証金として、南海電鉄に納付するものとする。
- 2 前項の規定による保証金は、南海電鉄において指定した日までに団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者が、その期日までに保証金を納付しなかったときは、その申込みが取り消されたものとみなす。
 - 3 保証金の納付後において、南海電鉄の責任とならない事由によって申込者がその申込みを取り消したときは、これを返還しない。
 - 4 第44条の規定による団体の申込人員等の変更の承諾を行ったときは、保証金の納付前の場合にあっては、変更後の申込人員等に対する保証金を納付させ、又、保証金の納付後の場合にあっては、納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを收受し、過剰額は返還しない。
 - 5 保証金の納付後において、南海電鉄の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき団体旅客運賃・料金額が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。
 - 6 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。
 - 7 保証金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行う。
 - (1) 南海電鉄の都合によって解約した場合
 - (2) 天災地変等の原因によって、団体旅行ができなくなったため解約した場合
 - 8 保証金に対しては利子を付さない。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

- 第43条** 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客がその不乗区間の旅客運賃を支払うときは、南海電鉄において特に承諾した場合、当該区間を通じた団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込みの際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客申込人員の変更)

第 44 条 団体旅客の運送引受け後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、南海電鉄において運輸上支障がないと認めた場合に限りこれを行う。ただし、当該団体の始発駅出発日前 7 日以降においては、その取扱いをしないことがある。

第 6 節 貸切乗車券の発売

(貸切乗車券の発売)

第 45 条 貸切乗車券は、次の各号の 1 に該当する単位をもって貸し切る旅客に対して発売する。

- (1) 全車貸切
1 車両単位で貸し切る場合
- (2) 列車貸切
列車を単位として貸し切る場合

(貸切旅客運送の申込)

第 46 条 前条の規定により貸切乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ、その人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出して、貸切旅客運送の申込みを行うものとする。

2 貸切旅客運送申込書は、第 39 条第 2 項に規定する団体旅客運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

(貸切旅客運送の予約)

第 47 条 旅客から、前条の規定による貸切旅客運送の申込みを受けた場合で、南海電鉄において運輸上支障がないと認めるときは、当該貸切旅客運送の引受けをする。

(貸切旅客に対する保証金等)

第 48 条 第 40 条第 3 項・第 42 条・第 43 条及び第 44 条の規定は貸切旅客の場合に準用する。

第 7 節 急行券及び指定券の発売

(特別急行券及び座席指定券の発売)

第 49 条 特別急行券又は座席指定券は、第 12 条第 2 項に規定する列車に乗車する旅客に対して、乗車する日・列車・座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、運輸上の都合によって乗車する列車又は座席の指定は、省略することがある。

2 団体旅客に対する特別急行券又は座席指定券は、団体乗車券によって発売することがある。

(定期特別急行券及び定期座席指定券の発売)

第 50 条 定期特別急行券又は定期座席指定券は、第 12 条第 2 項に規定する列車のうち、別に定める列車に乗車する旅客に対し、乗車月・列車・座席及び乗車区間を指定して発売する。

第 50 条の 2 削除

第 8 節 特別車両券の発売

(特別車両券の発売)

第 5 0 条 の 3 特別車両券は、第 4 9 条第 1 項に規定する特別急行券を発売する列車のうち、特別車両のスーパーシート車両を使用する場合、特別急行券と同時に購入するときに限って特別急行券と特別車両券とを 1 枚で発売する。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

(旅客運賃・料金の種類)

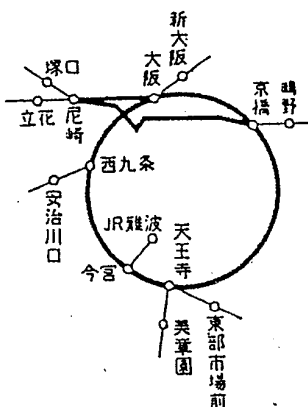
第51条 旅客運賃・料金（第9節に規定する特殊料金を除く。）の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 旅客運賃
 - ア 普通旅客運賃
 - 片道普通旅客運賃
 - 往復普通旅客運賃
 - イ 定期旅客運賃
 - 通勤定期旅客運賃
 - 通学定期旅客運賃
 - ウ 回数旅客運賃
 - 普通回数旅客運賃
 - 時差回数旅客運賃
 - 土・休日割引回数旅客運賃
 - エ 団体旅客運賃
 - オ 貸切旅客運賃
- (2) 急行料金
 - ア 特別急行料金
 - イ 定期特別急行料金
- (3) 指定料金
 - ア 座席指定料金
 - イ 定期座席指定料金
- (4) 特別車両料金

(旅客運賃・料金計算上の経路等)

第52条 旅客運賃・料金は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。

補 則 本条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃は、太線区間内の最も短いキロ程によって計算する。この場合、太線内は、経路の指定を行わない。



(旅客運賃の計算に使用するキロ程)

第53条 旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、別に定める場合を除いて、次の各号によりキロ程を通算して計算する。

- (1) キロ程は、線路が同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。
- (2) 難波・天下茶屋間各駅と高野線各駅発着となる場合、岸ノ里分岐点接続でキロ程を通算する。
- (3) 南海電鉄と連絡運輸を行う他社線（阪堺電気軌道株式会社線を除く。）が中間に介在する場合、これを通じて連絡乗車券を発売するときは、定期乗車券に限り、前後の南海電鉄の線路は連続しているものとみなして、キロ程を通算する。

(運賃制度・賃率の異なる区間にまたがる旅客運賃)

第 5 4 条 鉄道線と鋼索線とにまたがって乗車する場合の旅客運賃は、各区間の旅客運賃を合計した額とする。

(阪堺電気軌道株式会社線との連絡運輸)

補 則 鉄道線と阪堺電気軌道株式会社線とにまたがって乗車する場合の定期旅客運賃は、次の各駅で接続して乗車するとき一回に限り、別表第 3 号に定める阪堺電気軌道株式会社線連絡の定期旅客運賃と阪堺電気軌道株式会社線の定期旅客運賃を併算した額とする。

- (1) 住吉大社と住吉鳥居前間
- (2) 堺と大小路又は宿院間
- (3) 浜寺公園と浜寺駅前間
- (4) 萩ノ茶屋と今池間
- (5) 帝塚山と帝塚山三丁目間
- (6) 住吉東と神ノ木間

(旅客の区分及びその旅客運賃・料金)

第 5 5 条 旅客運賃・料金は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃・料金を収受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

2 前項の規定による幼児又は乳児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき
- (4) 幼児又は乳児が、指定を行う座席を幼児又は乳児だけで使用して旅行するとき

3 前項の場合のほか、幼児又は乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

4 特別車両料金・定期特別急行料金及び定期座席指定料金は、旅客の年齢によって区別しない。

(小児の旅客運賃・料金)

第 5 6 条 小児の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃・特別急行料金又は座席指定料金は、第 5 7 条に規定する場合を除いて、大人の片道普通旅客運賃・定期旅客運賃・特別急行料金又は座席指定料金をそれぞれ折半して、10円未満のは数を10円単位に切り上げる（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）。ただし、りんくうタウン～関西空港間の小児の定期旅客運賃は、大人の定期旅客運賃を折半して、10円未満のは数を切り捨てる。（以下この方法を「は数整理」という。）。また、運賃制度・賃率の異なる区間にまたがって乗車する場合の小児の片道普通旅客運賃又は定期旅客運賃は、第 5 4 条の規定により、大人の旅客運賃を合計したものによって計算する。

補 則 連絡運輸となる小児旅客運賃の計算方は、第 6 0 条補則に規定する場合を除いて、次のとおりとする。

1 普通旅客運賃

(1) 旅客会社線との連絡運輸及び旅客会社線を含む三線連絡の場合は、次によって計算したものを併算した額とする。

ア 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃を折半して、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額

- イ 社線区間 運輸機関ごとに大人片道普通旅客運賃を折半して、は数計算した額
- (2) 旅客会社線を除く他社線との連絡運輸の場合は、運輸機関ごとに大人片道普通旅客運賃を折半して、は数計算した額を併算した額とする。
- (3) 小児往復普通旅客運賃は、前各号によって算出した小児片道普通旅客運賃を2倍した額とする。
- 2 定期旅客運賃
- (1) 旅客会社線との連絡運輸及び旅客会社線を含む三線連絡の場合、並びに阪堺電気軌道株式会社線を除く他社線との連絡運輸の場合の小児定期旅客運賃は、各運輸機関ごと小児定期旅客運賃を併算した額とする。
- (2) 阪堺電気軌道株式会社線との連絡運輸の場合の小児定期旅客運賃は、別表第3号に定める阪堺電気軌道株式会社線連絡の大人定期旅客運賃を折半して、は数計算した額と、阪堺電気軌道株式会社線の大人定期旅客運賃を折半して、は数計算した額を併算した額とする。

(割引の旅客運賃・料金)

第57条 割引の旅客運賃・料金は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額を差し引いて、大人・小児ともは数計算した額とする。

- 2 往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第64条の規定に準じて計算した額とする。

(連絡運輸となる割引の旅客運賃)

補則 連絡運輸となる割引の旅客運賃の計算方は、団体旅客運賃を計算する場合を除いて、次の各号による。

1 普通旅客運賃

- (1) 旅客会社線との連絡運輸及び旅客会社線を含む三線連絡の場合は、次のとおりとする。
- ア 大人片道割引普通旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額とする。
- (ア) 旅客会社線区間 大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、は数整理した額
- (イ) 社線区間 運輸機関ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、は数計算した額
- イ 小児片道割引普通旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額とする。
- (ア) 旅客会社線区間 小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、は数整理した額
- (イ) 社線区間 運輸機関ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、は数計算した額
- (2) 泉北高速鉄道株式会社線（以下「泉北線」という。）との連絡運輸の場合は、次によって計算したものを併算した額とする。
- ア 泉北線区間 大人又は小児の乗継運賃から割引額を控除し、は数計算した額
- イ 当社線区間 大人又は小児の乗継運賃から割引額を控除し、は数計算した額
- (3) 旅客会社線及び泉北線を除く他社線との連絡運輸の場合は、各運輸機関ごとに大人又は小児の普通旅客運賃から割引額を控除し、は数計算したうえ、これを併算した額とする。
- (4) 大人及び小児の往復割引旅客運賃は、前各号の規定によって算出した片道割引旅客運賃をそれぞれ2倍した額とする。

2 定期旅客運賃

- (1) 旅客会社線との連絡運輸及び旅客会社線を含む三線連絡の場合は、次のとおりとする。
- ア 大人割引定期旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額とする。
- (ア) 旅客会社線区間 大人定期旅客運賃から割引額を控除し、は数整理した額
- (イ) 社線区間 運輸機関ごとに、大人定期旅客運賃から割引額を控除し、は数計算した額
- イ 小児割引定期旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額とする。
- (ア) 旅客会社線区間 小児定期旅客運賃から割引額を控除し、は数整理した額
- (イ) 社線区間 運輸機関ごとに、小児定期旅客運賃から割引額を控除し、は数計算した額
- (2) 旅客会社線を除く他社線との連絡運輸の場合は、次のとおりとする。
- ア 阪堺電気軌道株式会社線を除く他社線との連絡運輸の場合は、各運輸機関ごとに大人又は小児の定期旅客運賃から割引額を控除し、は数計算したうえ、これを併算した額とする。
- イ 阪堺電気軌道株式会社線との連絡運輸の場合は、阪堺電気軌道株式会社線連絡の大人又は小児の定期旅客運賃から割引額を控除し、は数計算した額と、阪堺電気軌道株式会社線の大人又は小児の定期旅客運賃から割引額を控除し、は数計算した額を併算した額とする。

第57条の2 削 除

(乗継運賃)

補 則 次の各号に定める区間内相互発着となる場合は、乗継運賃を適用する。

- (1) 南海線又は高野線各駅と中百舌鳥接続泉北線各駅相互間
- (2) 岸和田・鶴原間各駅と貝塚接続水間鉄道株式会社線（以下「水間線」という。）貝塚市役所前又は近義の里各駅相互間
- (3) 浅香山・白鷺間各駅と三国ヶ丘接続旅客会社線浅香・上野芝間各駅相互間
- (4) 今宮戎・天下茶屋間各駅と難波接続近畿日本鉄道株式会社線（以下「近鉄線」という。）近鉄日本橋又は上本町各駅相互間
- (5) 滝谷・美加の台間各駅と河内長野接続近鉄線汐ノ宮又は滝谷不動各駅相互間

(乗継特別急行料金)

補 則 当社線と他社線との間を直通運転する特別急行列車を利用する場合の特別急行料金の適用区間は、次のとおりとする。

- ・ 当社線と中百舌鳥駅接続の泉北線相互間

第58条 削 除

(旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止)

第59条 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引きを請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第60条 大人片道普通旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 対キロ区間制区間

南海線及び高野線

区間及び旅客運賃は別表第2号のとおりとする。ただし、空港線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、それぞれ次の額を加算したものとする。

区 間	加算額
泉佐野～りんくうタウン	130円
りんくうタウン～関西空港	180円
泉佐野～関西空港	230円

- (2) 鋼索線

500円とする。

(乗継運賃適用区間における連絡普通旅客運賃の計算方)

補 則 規則第57条の2補則の規定による乗継運賃適用区間における普通旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額とする。

- (1) 大人 運輸機関ごとに大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額
- (2) 小児 運輸機関ごとに小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額。ただし、は数計算は行わない。
- (3) 前記にかかわらず、(1) 南海線又は高野線各駅と中百舌鳥接続泉北線各駅相互間の場合は次のとおりとする。
 - ア 大人 運輸機関ごとに大人普通旅客運賃から50円を差し引いた額
 - イ 小児 運輸機関ごとに小児普通旅客運賃から25円を差し引いた額。ただし、10円未満のは数計算は行わない。

(片道普通旅客運賃の特定)

第 61 条 前条第 1 号アの規定にかかわらず、りんくうタウン～関西空港間の片道普通旅客運賃は、大人 370 円、小児 180 円に特定した額とする。

第 62 条 削除

第 63 条 削除

(往復普通旅客運賃)

第 64 条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

(学生割引)

第 65 条 第 27 条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の 2 割を割引きする。

(被救護者割引)

第 66 条 第 29 条の規定により被救護者又は付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の 5 割を割引きする。

第 67 条 削除

(臨時特殊割引)

第 68 条 第 31 条の規定により割引の普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、そのつど定める。

第 3 節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第 69 条 大人の定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人通勤定期旅客運賃

別表第 3 号に定める額。ただし、空港線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、南海線及び高野線の運賃にそれぞれ次の額を加算したものとする。

区 間	加 算 額
泉佐野～りんくうタウン	4, 280 円
りんくうタウン～関西空港	7, 480 円
泉佐野～関西空港	8, 710 円

(2) 大人通学定期旅客運賃

別表第 3 号に定める額。ただし、空港線内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、南海線及び高野線の運賃にそれぞれ次の額を加算したものとする。

区 間	加 算 額
泉佐野～りんくうタウン	1, 670 円
りんくうタウン～関西空港	3, 410 円
泉佐野～関西空港	3, 840 円

(大人通勤定期旅客運賃の特定)

第 69 条の 2 前条第 1 号の規定にかかわらず、りんくうタウン～関西空港間の大人通勤定期旅客運賃は、次のとおり特定した額とする。

1 か月	3 か月	6 か月
10,950円	31,180円	52,520円

(制限距離をこえる場合の大人定期旅客運賃)

第 70 条 100キロメートルをこえる大人定期旅客運賃は、100キロメートル分の定期旅客運賃と、100キロメートルをこえるキロ程に対する定期旅客運賃とを合計した額とする。

(は数となる日数を附加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第 71 条 第 35 条第 2 項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は、別に定める。

第 4 節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第 72 条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。ただし、22 券片で発売する普通回数乗車券は 20 倍した額とする。なお、第 36 条の 2 第 3 項の規定により発売する鋼索線の回数旅客運賃は、12 券片で 5,450 円、第 36 条の 3 第 3 項の規定により発売する鋼索線の回数旅客運賃は、14 券片で 6,360 円とし、それぞれ鉄道線の回数旅客運賃と合計した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。ただし、22 券片で発売する普通回数乗車券は 20 倍した額とする。

補 則 削除

(通学用割引回数旅客運賃)

第 73 条 第 37 条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第 37 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃の 2 割引
- (2) 第 37 条第 1 項第 2 号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃の 5 割引

第 5 節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第 7 4 条 第 3 8 条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

種 別 人員別	中学校（義務教育 学校後期課程及び 中等教育学校前期 課程を含む。）	その他の学校
2 5 人以上	3 割引	2 割引
1 0 0 人以上	4 割引	3 割引
3 0 0 人以上	5 割引	4 割引

(注) 第 3 8 条の規定によるへき地学校の生徒又は児童の場合は、2 5 人未満のときであっても上記 2 5 人以上の割引率を適用する。

(2) 普通団体

2 5 人以上	1 割引
1 0 0 人以上	2 割引
3 0 0 人以上	3 割引

2 特殊団体に対する割引率は、別に定める。

補 則 連絡運輸となる団体旅客運賃を計算する場合の割引率は、運輸機関によって特に定めのある場合を除き、本条の規定による。

(団体旅客の無賃扱い)

第 75 条 団体旅客のうち、25人以上99人までのときはうち1人、100人以上のときは、50人までごとに1人を加えた人員に対して無賃運送の取扱いをする。

2 前項の規定によって無賃運送の取扱いをする人員（以下「無賃扱人員」という。）は運輸上の必要によって制限することがある。

3 大人と小児とが混乗する場合は、大人に対して無賃扱いを適用し、無賃扱人員が大人の人員をこえるときは、そのこえる人員に限り小児に対して無賃扱いを適用する。

補 則 連絡運輸となる団体旅客の無賃扱いは、運輸機関によって特に定めのある場合を除き、本条の規定による。

(割引率適用方)

第 76 条 団体旅客運賃の割引をするときは、無賃扱人員を含む総人員に対して相当割引率を適用する。

(団体旅客運賃の計算方)

第 77 条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、1円未満の数はこれを円単位に切り上げて計算し、これに団体旅客運賃の收受人員を乗じた額とする。

(2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、1円未満の数はこれを円単位に切り上げて計算し、これに団体旅客運賃の收受人員を乗じた額とする。

(3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人・小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとす。

2 前項の規定によって計算した場合において、10円未満の数が生じたときは、は数計算した額とする。

補 則 連絡運輸となる団体旅客運賃の計算方は、運輸機関によって特に定めのある場合を除き、本条の規定による。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃・料金)

第 78 条 第41条の規定による条件をもって運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員が、責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員（大人・小児に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員）とによって団体が構成されているものとして団体旅客運賃・料金を収受する。

2 前項による団体旅客運賃を計算する場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、又、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算（換算人員の合計に1人未満の数が生じた場合は、その数は数を切り捨てる。）して、不足人員から差し引いて計算する。

(1) 大人及び小児に責任人員がつけられている団体について、大人又は小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員

(2) 大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員

(団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第 79 条 団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算は、第53条の規定による外、旅客が第43条の規定により不乗車区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及びその不乗車区間のキロ程を通算する。

第 80 条 削 除

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第81条 第45条の規定によって全車又は列車貸切とする場合は、第82条に定める人員（以下これを「定員」という。）に対する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第82条 貸切旅客運賃の最低額は、1両について南海線及び高野線にあつては100円に170人を乗じた額とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第83条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過する場合は、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については、前条の規定を準用する。

(貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算)

第84条 第79条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

第7節 急行料金及び指定料金

(大人特別急行料金)

第85条 第49条の規定によって発売する大人特別急行券の料金は、次のとおりとする。

キロ程	料金	摘要
45キロメートルまでの場合	520円	特別車両（こうや、りんかん、ラピート及び泉北ライナーの名称で運転する列車で特別急行券を必要とする車両）に適用する。
45キロメートルをこえる場合	790円	

2 泉佐野・関西空港間については、大人特定特別急行料金100円とし、特別車両（ラピート専用車レギュラーシートのみ）に適用する。

(乗継特別急行料金適用区間における特別急行料金の計算方)

補則 規則第57条の2補則の規定による乗継特別急行料金適用区間における特別急行料金は、次によって計算したものを併算した額とする。

大人 運輸機関ごとに大人特別急行料金を折半した額（乗継特別急行料金）。ただし、10円未満のは数計算は行わない。

小児 運輸機関ごとに小児特別急行料金を折半した額（乗継特別急行料金）。ただし、10円未満のは数計算は行わない。

(大人座席指定料金)

第85条の2 第49条の規定によって発売する大人座席指定券の料金は、次のとおりとする。

料金	摘要
520円	特別車両（サザン及び天空の名称で運転する列車で座席指定券を必要とする車両）に適用する。

(団体旅客に対する特別急行料金及び座席指定料金)

第 86 条 第 38 条及び第 75 条の規定による団体旅客に対する特別急行料金又は座席指定料金は、その実際乗車人員（所定の人員に達しない場合の不足人員を含む。）に相当する額とする。

(定期特別急行料金及び定期座席指定料金)

第 86 条の 2 第 50 条の規定によって発売する定期特別急行券又は定期座席指定券の料金は、1 か月（暦月）10,480 円とする。

第 86 条の 3 削 除

第 8 節 特別車両料金

(特別車両料金)

第 86 条の 4 第 50 条の 3 の規定によって発売する特別車両券の料金は、210 円とする。

(団体旅客に対する特別車両料金)

第 86 条の 5 第 38 条及び第 75 条の規定による団体旅客に対する特別車両料金は、その実際乗車人員（所定の人員に達しない場合の不足人員を含む。）に相当する額とする。

第 9 節 特殊料金

(車両の留置料金)

第 87 条 貸切旅客の申出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が 6 時間をこえるとき、又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 6 時間をこえるときは、その超過時間について、1 両につき 2 時間までごとに 1,980 円を収受する。

2 前項の規定による車両の留置料金を、貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、貸切乗車券によってあわせ収受する。

(貸切扱取消しの場合の回送料)

第 88 条 貸切旅客に対して使用する車両を他駅から回送した後、申込者の都合によってその申込みを取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全キロ程について、1 両 1 キロメートルにつき 240 円を収受する。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。

2 前項の規定による回送料は、保証金を収受したものにあっては、これを収受しない。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

(乗車券類の使用条件)

- 第89条** 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が、1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。
- 2 急行券及び指定券は、前項の規定によるほか、その区間に有効な乗車券と同時に使用する場合に限り、これを使用することができる。
 - 3 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。
 - 4 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

(効力の特例)

- 第90条** 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。
- (1) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合
 - (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(券面表示事項が不明となった乗車券類)

- 第91条** 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。
- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券・定期特別急行券及び定期座席指定券にあっては、発行駅）に差し出して書替えを請求することができる。
 - 3 前項の規定により旅客から書替えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換えに再発行の取扱いをする。

(自動改札装置用の乗車券裏面の磁気が不明となった乗車券)

- 第92条** 前条の規定は、自動改札装置（以下「改札機」という。）用の乗車券で、券裏面の磁気が不明となった場合にも準用する。ただし、定期乗車券にあっては、発行駅以外の定期乗車券発売駅においても書替の取扱いを行う。

(不乗区間に対する取扱い)

- 第93条** 旅客は、第90条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

- 第94条** 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

- 第95条** 小児用の乗車券類は、その有効期間中に使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第55条の規定にかかわらずこれを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い)

- 第96条** 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

第 97 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

- (1) 普通乗車券
 - ア 片道乗車券
1日とする。
 - イ 往復乗車券
2日とする。
- (2) 定期乗車券
通勤定期乗車券及び通学定期乗車券
1か月・3か月又は6か月とする。
- (3) 回数乗車券
3か月とする。ただし、通学用割引回数乗車券にあつては6か月とする。
- (4) 団体乗車券
そのつど定める。
- (5) 貸切乗車券
そのつど定める。

補 則 連絡運輸となる場合は、次の各号による。

- 1 当社線と旅客会社線及び旅客会社線を経由する他社線
 - (1) 各運輸機関のキロ程を通算し、100キロメートルまでのときは1日、100キロメートルをこえ200キロメートルまでのときは2日とし、200キロメートルをこえるものは、200キロメートルまでを増すごとに、200キロメートルに対する有効期間に1日を加えたものとする。ただし、第118条補則に規定する券売機用乗車券及び第99条補則に規定する大阪近郊区間は、1日とする。
 - (2) 旅客運賃が同額のため、2駅以上を共通の着駅とした普通乗車券の有効期間は、アの規定にかかわらず、その最遠駅着のキロ程によって計算する。
- 2 当社線と他社線（旅客会社線を除く。）
連絡運輸取扱便覧の定めるところによる。

(継続乗車)

第 98 条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、そのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第89条の規定にかかわらず、これを使用することができる。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、旅客を一時出場させて、列車に接続のため待合わせをさせるときは、最近に出発する列車又は着駅に早達する列車に乗り継ぐ場合に限り、継続乗車しているものとみなす。

(途中下車)

第 99 条 旅客は、旅行開始後その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができない。ただし、次の各号に定める駅を除く。

- (1) 定期乗車券を使用する場合は、その券面に表示された発着区間内の任意の駅
- (2) 南海電鉄が特に途中下車できる駅を指定した場合は、その指定した駅

補 則 連絡運輸となる場合は、途中下車を認めない。

第100条 削 除

第101条 削 除

(割引回数乗車券の効力)

第102条 旅客運賃割引証によって購入した割引回数乗車券は、使用資格者が使用する場合に限り有効とする。

(改氏名の場合の定期乗車券等の書替え)

第103条 定期乗車券・通学用割引回数乗車券・定期特別急行券又は定期座席指定券の使用者は、氏名を改めた場合、これを定期乗車券・通学用割引回数乗車券・定期特別急行券又は定期座席指定券の発売駅に差し出して、その氏名の書替えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第104条 乗車券(往復乗車券又は回数乗車券については、その使用する券片)は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車したとき
- (2) 旅客が、第211条第1項第1号・第212条又は第213条の取扱いを受けたとき
- (3) 鉄道営業法(明治30年法律第65号)第42条の規定によって車外に退去させられたとき

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第105条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を、割引証の記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき
- (3) 第24条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき
- (5) 券面表示事項若しくは磁気券の券裏面の磁気をぬり消し、又は改変して使用したとき
- (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用し、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (8) 第109条の規定により証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第98条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第95条に規定する場合を除く。
- (12) 乗車する列車を指定した乗車券で、指定以外の列車に乗車したとき
- (13) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき
- (14) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造(擬装を含む。以下同じ。)した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第106条 定期乗車券は次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき
- (3) 使用資格・氏名・年令・区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき
- (4) 券面表示事項を磁気情報として保持する定期乗車券(以下「磁気定期券」という。)の券裏面の磁気若しくは券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき

- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
 - (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
 - (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
 - (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき
 - (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき
 - (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第108条の規定による証明書を携帯していないとき
 - (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
 - (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき
- 2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(回数乗車券の券片の効力の特例)

- 第107条** 第36条の2の規定により発売した時差回数乗車券の券片は、使用日又は使用時間に違反して使用した場合、無効として回収する。
- 2 第36条の3の規定により発売した土・休日割引回数乗車券の券片は、使用日に違反して使用した場合は、無効として回収する。
- 3 第102条の規定による回数乗車券の券片は、当該回数乗車券の表紙とともに所持しない場合は、無効として回収する。

(通学定期乗車券の効力)

第108条 通学定期乗車券はその通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

表		裏	
<div style="text-align: right;">(製印)</div> <p style="text-align: center;">証 明 書 No.</p> <p>下記の者は、当校 所属 部(科) <input type="checkbox"/> の学生(生徒) 学年第 学年(年度生) であることを証明する。氏名 (才) 生年月日 年 月 日生 住所 平成 年 月 日発行 写真 (製印) 発行者 所在地 学校名 代表者 氏名 (製印)</p>	<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも提示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>		
6.0cm	8.5cm		

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表		裏																																			
<div style="text-align: right;">(製印)</div> <p style="text-align: center;">証 明 書 No.</p> <p>下記の者は、当校 所属 部(科) <input type="checkbox"/> の学生(生徒) 学年第 学年(年度生) であることを証明する。氏名 (才) 生年月日 年 月 日生 住所 平成 年 月 日発行 写真 (製印) 発行者 所在地 学校名 代表者 氏名 (製印)</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日まで有効 (通学区間 間)</p> <p style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発行年月日</th> <th>有効期間</th> <th>発行駅</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																		
6.0cm	17.0cm																																				

- 備考 (1) 内には、学校種別又は指定番号を表示する。
 (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6か月以内に撮影した縦3センチメートル、横3センチメートルの正面上半身のものとする。
 (3) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1か月間に限り、省略することができる。
 (4) 中学校第3学年以下（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程の最終学年以下を含む。）の生徒・児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
 (5) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。

2 指定学校においてその代表者が発行した証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

(学生用割引乗車券等の効力)

第109条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
<div style="text-align: center;">契印</div> <p style="text-align: center;">旅行証明書 No.</p> <p>下記の者は、当施設 <input type="text"/> の被救護者 下記区間を旅行することを証明する。</p> <p>氏名 _____ (才)</p> <p>付添人氏名 _____ (才)</p> <p>乗車船区間 駅から () 駅まで</p> <p>平成年.....月.....日発行</p> <p>発行者 所在地 施設名 施設代表者氏名 代表者 職印</p>	<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p> <p>(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。</p>
8.5cm	6.0cm

- 備考 (1) 内には、指定番号を表示する。
 (2) 乗車船区間欄末尾のかつこ内には、片道・往復又は付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。
 4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第3節 急行券及び指定券の効力

(急行券及び指定券の効力)

第110条 急行券又は指定券を所持する旅客は、その券面に指定された列車の座席に限って乗車することができる。

第110条の2 削除

(特別急行券及び座席指定券の指定駅から乗車しない場合の取扱い)

第111条 特別急行券又は座席指定券を所持する旅客が、その指定の乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客に当該座席に対する特別急行券又は座席指定券を発売することがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は当該座席を請求することはできない。

(特別急行券及び座席指定券が無効となる場合)

第112条 特別急行券又は座席指定券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった特別急行券又は座席指定券を使用したとき
- (2) 特別急行券又は座席指定券を指定以外の列車に使用したとき
- (3) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき
- (4) 有効期間を経過した特別急行券又は座席指定券を使用したとき
- (5) 使用を開始した特別急行券又は座席指定券を他人から譲り受けて使用したとき
- (6) 大人が小児用の特別急行券又は座席指定券を使用したとき
- (7) その他特別急行券又は座席指定券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した特別急行券又は座席指定券を使用して列車に乗車した場合に準用する。

(定期特別急行券及び定期座席指定券の効力)

第112条の2 定期特別急行券又は定期座席指定券は、その記名人以外の者が使用したときであっても有効とする。

(定期特別急行券及び定期座席指定券が無効となる場合)

第112条の3 第112条の規定は、定期特別急行券又は定期座席指定券が無効となる場合に準用する。

第112条の4 削除

第112条の5 削除

第4節 特別車両券の効力

(特別車両券が無効となる場合)

第112条の6 第112条の規定は、特別車両券が無効となる場合に準用する。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の表示事項)

第113条 乗車券類の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
 - (2) 有効区間
 - (3) 有効期間
 - (4) 発売日付
 - (5) 発売箇所名
- 2 次の各号に掲げる乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することができる。
- (1) 臨時に発売する乗車券
 - (2) その他特殊の乗車券

(この章に規定する乗車券類の様式の変更又は補足等)

第114条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売又は改札する際に、不足する事項又は印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、印字し、又は入きょうする等の方法によって補うものとする。

- 2 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することができる。
- (1) 前条第1項に規定する表示事項
 - ア 表示事項の一部の裏面表示
 - イ 表示事項の配列の変更
 - (2) 前号以外の様式
 - ア 乗車券類の寸法の変更
 - イ 表示事項の表示箇所、配列又は表示方法の変更
 - ウ 表示事項の一部の省略又は追加
- 3 乗車券類の様式で大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。
- 4 小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に印刷する。
- (1) 小児用の乗車券類 「小」又は「小児」
 - (2) 学生割引用の乗車券 「学」
- 5 普通乗車券と特別急行券又は座席指定券とは、それぞれ1枚（連続して1枚としたものを含む。）のものとするところがある。

補 則 旅客会社線区間割引となる連絡通学定期乗車券

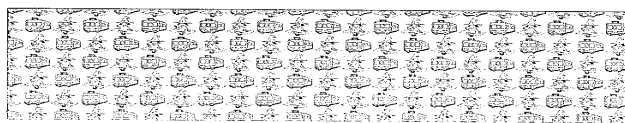
- (1) 小学校（義務教育学校前期課程を含む。）及び特別支援学校の小学部の児童、中学校（義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。以下同じ）及び特別支援学校の中学部の生徒に対するもの 「小中」
- (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ）及び特別支援学校の高等部の生徒、高等専門学校の第3学年以下の学生、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期課程にあつては、中学校卒業者等を対象とする訓練期間が1年のものに限る。）を受ける訓練生に対するもの 「高」

(字模様の印刷)

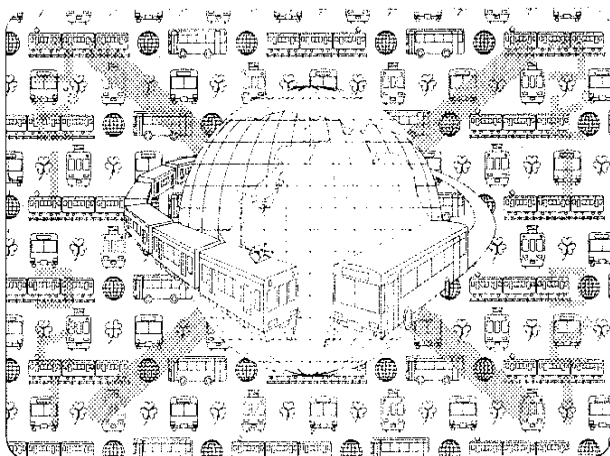
第115条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次の字模様を印刷する。ただし、この字模様の印刷を省略する場合がある。



又は



ただし、磁気定期券は次のとおりとする。



(乗車券類の駅名の表示方)

第116条 乗車券類の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。この場合、発駅名及び着駅名を略図をもって表示することがある。

補 則 第62条補則により旅客運賃を中心駅からのキロ程によって計算する場合の乗車券の駅名は、「東京都区内」・「大阪市内」の例によって表示する。

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第117条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として関係券面の表面（第7号に規定する記号は裏面）に、ゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃・料金を引きするもの

ア 第65条の規定による学生割引

○ 学 ただし、窓端用普通券にあつては 学

イ 第66条の規定による被救護者割引

(ア) 被救護者用

○ 救 ただし、窓端用普通券にあつては 救

(イ) 付添人用

添 ただし、窓端用普通券にあつては **添**

ウ 第68条の規定による臨時特殊割引

(ア) 割引率の明らかなもの

2割 **5割**

(イ) (ア)以外のもの及び第57条の2補則に規定するもの

割引

(2) 大人用又は大人小児用の乗車券を小児用とするもの

ア 大人用の乗車券を小児用とするもの

小

イ 券売機用の大人小児用の乗車券を小児用とするもの

小

ウ 窓端及び自販機で発行する乗車券類を小児用とするもの

小

(3) 旅客運賃・料金を後払いとするもの

後払 ただし、窓端にあつては **後払**

(4) 再交付するもの

再 ただし、窓端にあつては **再**

(5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継

(6) 普通乗車券で有効期間の開始日を発売日後の日とするもの

(例) 「5月31日から有効」(窓口端末機にて発行するものについては「-5.31から有効」)

ただし、表面に表示しがたいときは裏面に表示し、表面には「**前**」と表示する。

(7) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

「証第 号」

(8) 発行替えするもの

替

補 則 旅客会社線区間割引となる通学定期乗車券

1 第114条補則第1項のもの

小中 42

2 第114条補則第2項のもの

高 46

第2節 乗車券の様式

第1款 普通乗車券の様式

(片道乗車券の様式)

第118条 片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

第1種 券売機用乗車券

表

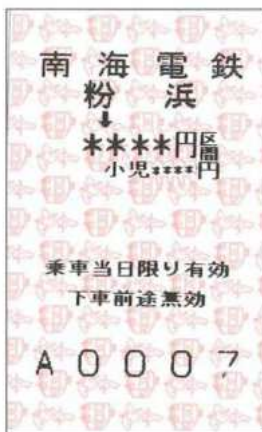


5.75cm (裏磁気塗膜)

「りんくう

備考 空港線着となる乗車券の着駅は、「タウン」又は「関西空港」と駅名を表示する。

第2種 製造機用普通券



(裏磁気塗膜)

「りんくう

備考 (1) 空港線着となる乗車券の着駅は、「タウン」又は「関西空港」と駅名を表示する。

(2) 下部には、A、B、C、D等の記号を含めた件番号を表示する。

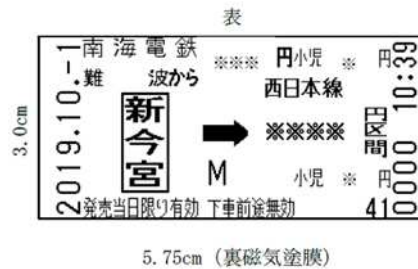
第3種 窓端用普通券

表



8.5cm (裏磁気塗膜)

補則 旅客会社線との連絡運輸の場合で、接続駅から旅客会社線区間100キロメートル以内の各駅に発行する券売機用乗車券の様式は、次のとおりとする。



2 紀勢本線紀和・紀伊田辺間の各駅及び和歌山線各駅に発行する窓端用普通券の様式は、次のとおりとする。



第119条 削除

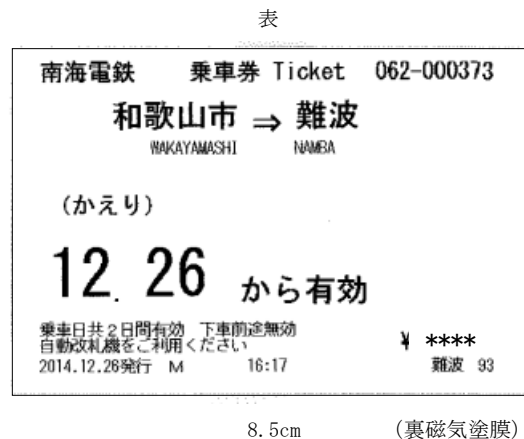
第120条 削除

第121条 削除

(往復乗車券の様式)

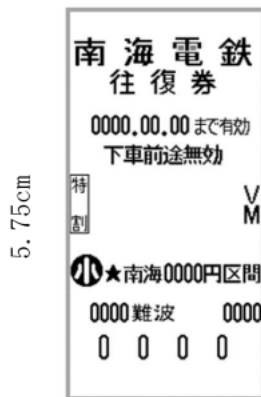
第122条 往復乗車券の様式は、次のとおりとする。

第1種 窓端用普通券



第2種 券売機用普通券

表



5.75cm

3.0cm (裏磁気塗膜)

備考 同じ様式を2枚発行し、往片又は復片として使用する。

- 2 紀勢本線紀和・紀伊田辺間の各駅及び和歌山線各駅に発行する窓端用普通券の様式は、次のとおりとする。

表



5.75cm

8.5cm (裏磁気塗膜)

表



8.5cm (裏磁気塗膜)

第123条 削除

第2款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第124条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

(V8マルチ券売機用定期券)



(窓端用定期券)

- 備考 (1) 表面は定期券紙に熱転写方式により印刷したものとする。
 (2) 裏面は磁気記録したものとする。
 (3) 有効期限は赤字とする。

第125条 削除

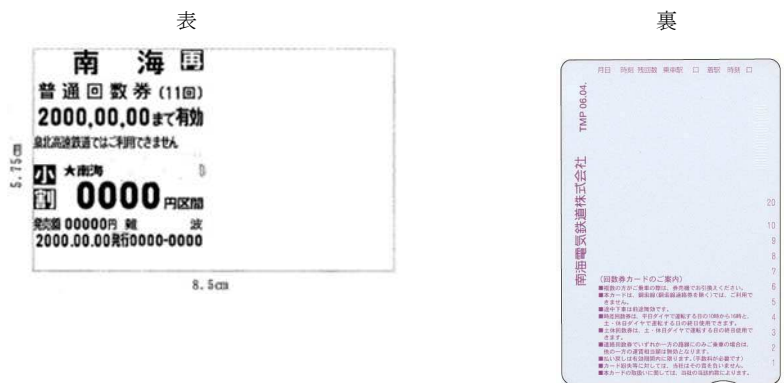
第126条 削除

第3款 回数乗車券の様式

(普通回数乗車券の様式)

第127条 普通回数乗車券の様式(鋼索線を含む。以下同じ。)は、次のとおりとする。

- (1) B4V7C券売機(以下「V7券売機」という。)、窓口処理機カード出札発行機タイプ(以下「窓口処理機I」という。)及び窓口処理機カード処理機タイプ(以下「窓口処理機II」という。)で発行する普通回数乗車券



回数乗車券の様式

- 備考 (1) 紙質は、ポリエステル用紙とする。
 (2) カード表面左側の字模様の印刷は、淡緑色、淡紫色又は淡茶色とする。
 (3) 種類、券片数、有効期間、有効区間、発売額、発行駅、発行日付、券番号等は発売時表面に印字する。
 (4) 裏面は、銀色とし使用の際パンチ穴及び必要事項を印字する。

(2) V8 券売機、V8 マルチ券売機で発行する普通回数乗車券
表



3.0cm (裏磁気塗膜)

- 備考 (1) 1 券片の効力は、第 1 号に定める普通回数乗車券で 1 回乗車する場合と同様とする。
 (2) 1 1 券片で発行し、1 番から 1 1 番までの枝番号を印字する。
 (3) 使用時、改札機に投入することにより乗車駅、乗車日時等を印字する。

(3) 引換後の普通回数乗車券 (以下「普通引換回数券」という。)

ア 削除

イ V7 券売機、窓口処理機 I 及び窓口処理機 II 用普通引換回数券
表



3.0cm (裏磁気塗膜)

- 備考 (1) 普通回数乗車券を券売機に投入することにより、有効期間及び有効区間が当該回数乗車券と同一のものを引換 1 回に対して 1 券片を発行する。
 (2) 1 券片の効力は、普通回数乗車券で 1 回乗車する場合と同様とする。
 (3) 使用時、改札機に投入することにより乗車駅、乗車日時等を印字する。

(時差回数乗車券の様式)

第127条の2 時差回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 時差回数乗車券
ア 削除

イ V7券売機、窓口処理機Ⅰ及び窓口処理機Ⅱで発行する時差回数乗車券表



ウ V8券売機、V8マルチ券売機で発行する時差回数乗車券表



- 備考 (1) 1券片の効力は、第1号に定める普通回数乗車券で1回乗車する場合と同様とする。
(2) 12券片で発行し、1番から12番までの枝番号を印字する。
(3) 使用時、改札機に投入することにより乗車駅、乗車日時等を印字する。

- (2) 引換後の時差回数乗車券（以下「時差引換回数券」という。）
 ア 削除

- イ V7券売機、窓口処理機Ⅰ及び窓口処理機Ⅱ用時差引換回数券
 表



備考 発行方、効力等は普通回数券に準じる。

(土・休日割引回数乗車券の様式)

第127条の3 土・休日割引回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 土・休日割引回数乗車券
 ア 削除

回数乗車券の様式

イ V7券売機、窓口処理機Ⅰ及び窓口処理機Ⅱで発行する土・休日割引回数乗車券表



備考 表面及び裏面とも、普通回数乗車券に準じて表示する。

ウ V8券売機、V8マルチ券売機で発行する土・休日割引回数乗車券表



(2) 引換後の土・休日回数乗車券 (以下「土休日引換回数券」という。)

ア 削除

イ V7券売機、窓口処理機Ⅰ及び窓口処理機Ⅱ用土休日引換回数券表



備考 発行方、効力等は普通引換回数券に準じる。

第128条 削除

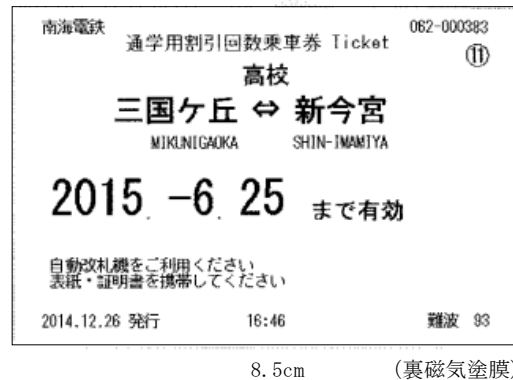
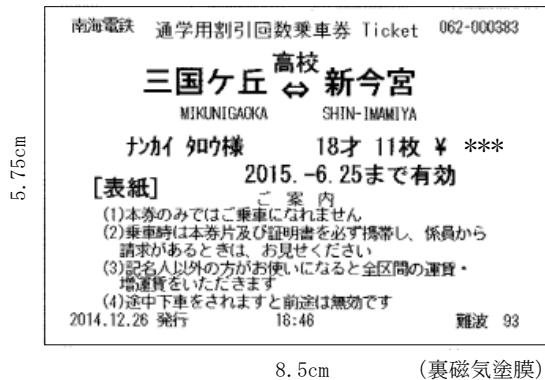
第129条 削除

(通学用割引回数乗車券の様式)

第130条 通学用割引回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

表紙

乗車券片



- 備考 (1) 表紙と乗車用の券片11枚を同時に発行する。
 (2) 表紙券面右方上部及び乗車券片中央上部に、放送大学用は「放大」、高等学校用は「高校」の表示をする。

団体乗車券の様式

裏

(出札証明欄)

旅行開始前の減少人員																	
大人	小児	教・付	あつ(有)	あつ(無)			合計	大人	小児	教・付	あつ(有)	あつ(無)	合計				
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
取消の座席指定							申出日時										
第 1 回	列車名		座席番号			月.....日		第 2 回	列車名		座席番号			月.....日	
			号車			時.....分					号車			時.....分	
			号車				取消通報センター					号車				取消通報センター	
			号車				取扱駅所					号車				取扱駅所	
			号車									号車					
			号車									号車					

(改札証明欄)

乗降人員								乗車駅	降車駅
大人	小児	教職員 付添人	あつ旋人 (有貨)	あつ旋人等 (無貨)			合計		

旅行開始後においては、特別な場合を除いて、旅客運賃・料金の払いもどしをいたしません。

(団体計数券の様式)

第132条 団体計数券の様式は、別に定める場合を除いて、次のとおりとする。
表



5.75cm (裏磁気塗膜)

団体乗車券の様式

- 備考 (1) 右端下部には、別に定める駅名・発売窓口を表すA、B、C、D等の記号を表示する。
- (2) 有効期間がある場合は、「発売当日限り有効」の欄を「—4月—4日——4月10日まで
乗車 当日限り有効」の例に
より有効期間を表示する。

第5款 貸切乗車券の様式

(貸切乗車券の様式)

第133条 貸切乗車券の様式は、第131条の団体乗車券の様式のうち、記事欄に貸切と表示したものとする。

第3節 急行券及び指定券の様式

第1款 特別急行券及び座席指定券の様式

(特別急行券及び座席指定券の様式)

第134条 特別急行券又は座席指定券の様式は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。

第1種 窓端・券売機用特別急行券及び座席指定券

(1) 特別急行券と普通券とを1枚で発行する場合



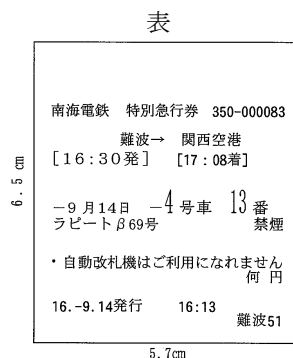
- 備考 (1) 券面上部に普通乗車券の区間、左方中央上部に乗車月日、中央部に列車名・号車及び座席番号を表示する。
- (2) 券面中央下部に特別急行券・座席指定券の区間、発着時刻を表示し、右方下部に領収額を表示する。金額は領収額その他、内訳を表示する。

(2) 特別急行券又は座席指定券として発行する場合



- 備考 券面上部に区間・発着時分、中央部に乗車月日・列車名・号車及び座席番号を表示し、右方下部に領収額を表示する。金額は領収額その他、内訳を表示する。

第2種 自販機用特別急行券及び自販機用座席指定券



特別急行券及び座席指定券の様式

- 備考 (1) 券面上部に区間・発着時分、中央部に乗車月日・列車名・号車及び座席番号を表示し、右方下部に領収額を表示する。金額は領収額その他、内訳を表示する。
 (2) 特別車両券と同時発売する場合は、禁煙表示の左に「スーパー」の表示をする。

第3種 簡易端末用特別急行券及び簡易端末用座席指定券

表



5.8cm (裏無地)

- 備考 (1) 特別急行券の様式であり、座席指定券として発行する場合の様式は券面中「特別急行券」を「座席指定券」とする。
 (2) 中央部に乗車月日・号車・座席番号・列車名及び禁煙を表示し、右方下部には金額を表示する。金額は領収額その他、内訳を表示する。
 (3) 特別車両券と同時発売する場合は、右方中央部に「スーパー」の表示をする。

第134条の2 削除

(車内特別急行券及び車内座席指定券の様式)

第135条 車内特別急行券又は車内座席指定券の様式は、次のとおりとする。

第1種 座指券携帯端末機（以下「携帯端末機」という。）用

表

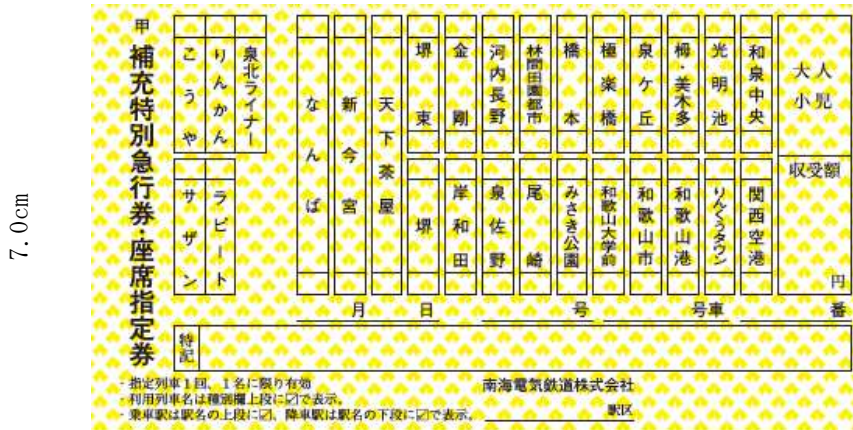


5.8cm (裏無地)

- 備考 (1) 車内特別急行券の様式であり、車内座席指定券として発行する場合の様式は券面中「特別急行券」を「座席指定券」とする。
- (2) 中央部に乗車月日・号車・座席番号・列車名及び禁煙を表示し、右方下部には金額を表示する。金額は領収額その他、内訳を表示する。
- (3) 特別車両券と同時に発売する場合は、右方中央部に「スーパー」の表示をする。

第2種 補充用

表



12.5cm (裏無地)

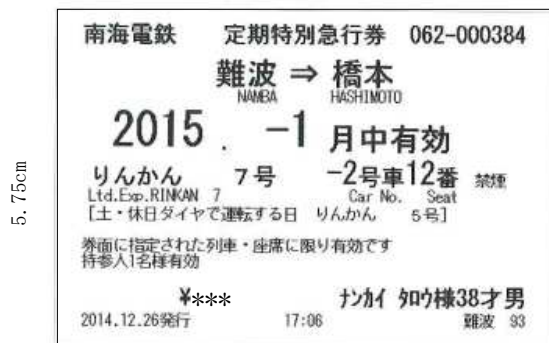
備考 この特別急行券又は座席指定券は、駅で発売することがある。

第2款 定期特別急行券及び定期座席指定券の様式

(定期特別急行券及び定期座席指定券の様式)

第135条の2 定期特別急行券又は定期座席指定券の様式は、次のとおりとする。

表



8.5cm (裏磁気塗膜)

備考 定期特別急行券の様式であり、定期座席指定券として発行する場合の様式は券面中「定期特別急行券」を「定期座席指定券」とする。

第 3 款 削除

第 1 3 5 条の 3 削除

第4節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第136条 特別補充券は、この章の第1節から第3節までに規定する乗車券類として発行する。

(出札補充券及び改札補充券の様式)

第137条 出札補充券又は改札補充券の様式は、次のとおりとする

表 裏

12.5cm		南海電気鉄道	甲 No 0356-03		
		事 由			
			領 取 額 Amount Received		
			¥	千	円
	×	原 券 経 由 (から 標 別 号		円 ゆ き
			から 標 別 号		
		収受又は変更区間 Fares (Charges) Collected	から 標 別 号		円 ゆ き
			から 標 別 号		
		人 員	大人 Adult	小児 Child	学割
					発売日共 Good For 日間有効 Days
×	指 定	月 日	乗車駅発 時 分		
			号車 番 席		
	記 事				
		平成 年 月 日 駅 発行			
	入 録				

(ご 案 内)

(1) 普通乗車券として発行したものは、南海電鉄線内で途中下車されますと前途は無効となります。

(2) 急行券及び座席指定券として発行したものは、同一列車1回限り有効です。

1.3cm
8.2cm

備考 この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「何駅^出発行」を「何駅^改発行」と表示し、又、共用とするものにあつては、「何駅発行」の例によって表示する。

第138条 削除

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通 則

(乗車券類の改札)

第139条 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする旅客は、所定の乗車券類を所持して、係員又は改札機の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定による外、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

(乗車券類の引渡し)

第140条 旅客は、その所持する乗車券類が、効力を失い、若しくは不要となった場合、又はその乗車券類を使用する資格を失った場合、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第141条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受け、又は改札機により入きょうを受けるものとする。

2 規則第122条に規定する第1種の往復乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を改札機により入きょう及び乗車駅並びに乗車日の印字を受けるものとする。

3 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第142条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示して又は改札機によりその改札を受けるものとする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第143条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を改札機により入きょう及び乗車駅並びに乗車日の印字を受け、旅行を終了した際に、改札機により降車駅の印字を受けるものとする。ただし、V8券売機及びV8マルチ券売機で発行した回数乗車券及び引換回数券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

2 通学用割引回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を改札機によりその改札を受け、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券及び貸切乗車券の改札及び引渡し)

第144条 団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び第43条の規定により一部区間の不乗開始駅において下車する際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客又は貸切旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

(改札機用乗車券の改札及び引渡し)

第145条 改札機設置駅で改札機用乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際、又は旅行を終了した際に乗車券を改札機投入口に投入して改札を受けるものとする。

第3節 急行券及び指定券の改札及び引渡し

(急行券及び指定券の改札及び引渡し)

第146条 急行券又は指定券を使用する旅客は、当該列車に乗車したときは、当該乗車に必要な乗車券とともに直ちに係員にこれを呈示してその確認を受け、又、使用を終えたときは、これを係員に引き渡すものとする。

第4節 特別車両券の改札及び引渡し

(特別車両券の改札及び引渡し)

第146条の2 第146条の規定は、特別車両券の改札及び引渡しの場合に準用する。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱い箇所)

第147条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅又は列車内において行う。ただし、旅客運賃・料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限って取り扱う。

(手数料の收受)

第148条 第15条に規定する乗車券類のうち、2種類以上の乗車券類を1葉とした乗車券類について、払いもどしその他の取扱いをする場合で、手数料を收受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券・特別急行券・座席指定券・特別車両券を各別のものとして手数料を收受する。

(払いもどし請求権行使の期限)

第149条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

第150条 削 除

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合の既収額)

第151条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受又は払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金額を收受しているものとして收受又は払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取り扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第152条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に南海電鉄が取り扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗越し
- (2) 方向変更
- (3) 列車変更
- (4) 団体乗車券変更

補 則 旅客会社線との連絡乗車券で、乗車変更の取扱いをする区間が、当社線内のみにかかるものであるときは、この規定によって取り扱う。

(乗車変更の取扱範囲)

第153条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。

2 前項の場合において、方向変更については、非変更区間と変更区間を通じた経路が、乗越しについては原乗車券区間と乗越区間を通じた経路の一部若しくは全部が複乗となるときは、乗車変更の取扱いをしない。ただし、折返し乗車となる駅までの区間に対しては、乗車変更の取扱いをすることができる。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第154条 第29条の規定による被救護者割引普通乗車券、その他、区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取扱いをしない。

(特別急行券及び座席指定券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第155条 乗車する列車を指定した乗車券類を所持する旅客が、乗車変更をする場合は、変更しようとする列車に相当の座席の余裕がある場合に限って取り扱う。

2 乗車列車を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第156条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間等)

第157条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数とする。ただし、乗越しの取扱いをする場合に、原乗車券が当日限り有効として発売した普通乗車券であるときは、乗越しをする区間に対する第97条所定の日数とする。

2 前項本文の規定により有効期間を計算する場合において、乗越区間又は変更区間に対する第97条所定の日数から原乗車券の有効期間の経過日数（取扱いの当日は含めない。）を差し引いた残余の日数を有効期間としたほうが有効日数が多くなるときは、この残余の日数を有効期間とする。

(別途乗車)

第158条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、又は旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間又は種類について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取り扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から分岐する他の区間

を別途に乗車する場合、又は当該駅から折返して原乗車券の発着区間内に乗車する場合は、前項の規定に準じて取り扱う。

(乗継運賃適用区間における特殊取扱)

第158条の2 第57条の2補則の規定による乗継運賃適用区間内相互を無札又は別途乗車を行う場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 難波、三国ヶ丘及び河内長野各駅接続となる場合
第60条補則の規定による連絡普通旅客運賃を適用しない。
- (2) その他の駅接続となる場合
第60条補則の規定による連絡普通旅客運賃を適用する。

第2款 乗 越 し

(乗越し)

第159条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券又は回数乗車券（通学用割引回数乗車券を除く。）に表示された着駅を、当該着駅をこえた駅に変更（この変更を「乗越し」という。）することができる。

2 乗越しの取扱いをする場合は、次による旅客運賃を収受する。

(1) 普通乗車券

原乗車券に対する既に収受した旅客運賃と、原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対する普通旅客運賃との差額を収受する。この場合、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が割引普通乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対しても適用のあるものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(2) 回数乗車券（通学用割引回数乗車券を除く。）

原乗車券に表示された区間に対する普通旅客運賃と、原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対する普通旅客運賃との差額を収受する。

3 特別急行券又は座席指定券を所持する旅客が第1項に規定する変更を希望する場合は、座席の割当上、支障がないことを確認のうえ、その変更を取り扱う。この場合、原特別急行券に対する既に収受した特別急行料金と、実際乗車区間のキロ程に対する特別急行料金との差額を収受する。

第3款 方 向 変 更

(方向変更)

第160条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券に表示された着駅を、当該着駅と異なる方向の駅に変更（この変更を「方向変更」という。）することができる。ただし、この変更は、1回に限るものとする。

2 前項の取扱いをする場合は、次により旅客運賃を収受する。

原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受するものとし、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

3 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券に表示された発駅を、当該発駅と異なる方向の駅に変更することができる。この場合、前各項の規定に準じて取り扱う。

(区間変更)

補 則 旅客会社線及び旅客会社線を含む三線連絡の普通乗車券で、当該乗車券に表示された着駅又は経路について次の各号の変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更
- (2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。

- (1) 前項第1号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃を収受する。
- (2) 前項第2号及び第3号に規定する場合は、変更区間に対する普通旅客運賃と原乗車券の不乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

3 前項の場合において、原乗車券が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対して既に収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

- (1) 第99条補則に規定する大阪近郊区間の各駅と、当社線の各駅相互発着の乗車券で、同区間内の駅に区間変更の取扱いをするとき
- (2) 旅客会社線区間の片道乗車のキロ程が100キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき

第4款 乗越し・方向変更の競合

(乗越し・方向変更の競合)

第161条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する乗車券について乗越し・方向変更の2種の取扱いを同時に行うことができる。

第5款 列車変更

(列車変更)

第161条の2 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、その所持する特別急行券又は座席指定券に表示された列車が、乗車する駅を出発する時刻までである場合、1回に限り、その列車をその時に発売している他の列車に変更（これを「列車変更」という。）することができる。この場合、原特別急行券又は座席指定券に対するすでに収受した料金と変更後の特別急行券又は座席指定券に対する料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第 6 款 団体乗車券変更

(団体乗車券の行程変更)

第 1 6 2 条 団体乗車券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、乗越し又は方向変更をすることができる。ただし、これらの変更は、特別急行券又は座席指定券の変更が伴うものを除き、かつ、その団体旅客の全員が変更する場合で、輸送上支障がない場合に限って取り扱う。

2 前項の取扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃と団体乗車券 1 枚ごとに 2 2 0 円の手数料（不足額を収受するときに限る。）とあわせて収受する。

(1) 乗越し

乗越区间について、旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。

(2) 方向変更

変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した普通旅客運賃と不乗車区間に対する同一の計算による普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

第 3 節 旅客の特殊取扱い

第 1 款 通 則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第 1 6 3 条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第 1 6 4 条 旅客は、南海電鉄が乗車変更等の際に収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第 1 6 5 条 旅客は、第 9 0 条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については払いもどしを請求することができない。

第 2 款 無 札

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第 1 6 6 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせ收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき
 - (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入りよう若しくはなつ印を受けないで乗車したとき。ただし、旅客に悪意がなく、その証明のできる場合はこの限りでない。
 - (3) 第 1 0 5 条又は第 1 0 7 条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき
 - (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、又は回収の際に引渡しをしないとき
- 2 前項の場合、旅客が、第 1 0 5 条第 1 項第 6 号の規定により無効となる 2 以上の回数乗車券で乗車したときは、使用済みの各回数乗車券について各乗車券の券面に表示された区間と、区間外を通じた区間を乗車したものと計算した前項の規定による旅客運賃及び増運賃を、当該旅客から收受する。この場合、使用済みの券片（使用済みの券片の異なるときは、使用済みの券片数の少ない方の券片）に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ乗車したものと計算する。
- 3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第 4 項に該当するときは除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から收受する。
- 4 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第 1 0 5 条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を收受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃の收受)

第 1 6 7 条 第 1 0 6 条第 1 項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（第 1 0 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 第 1 0 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（第 4 号に該当する場合で、再交付定期乗車券を使用したときは、再交付した日及び第 5 号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第 7 号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第 8 号に該当する場合はその発売の日から、同項第 9 号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第 5 号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とを合わせた区間）を毎日 1 往復ずつ乗車したものと計算した普通旅客運賃
- (2) 第 1 0 6 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、その回数乗車券の使用した券片に対して 1 券片ごとに 1 回ずつ往復乗車したものと計算した普通旅客運賃
- (3) 第 1 0 6 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき及び同項第 1 0 号から第 1 2 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

(無札旅客の乗車駅不明の場合)

第 1 6 8 条 第 1 6 6 条の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる 2 個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。又、接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかなきときは、その接続列車の出発駅）から、乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(急行券等の無札及び不正使用の旅客に対する急行料金・増料金等の收受)

第 1 6 9 条 第 1 6 6 条の規定は、特別急行券・座席指定券及び特別車両券に準用する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

- 第170条** 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については第166条・第168条又は前条の規定による旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を収受し、又、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して、増運賃及び増料金は収受しない。
- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券・回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃・料金の払いもどし)

- 第171条** 前条の規定によって普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再収受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき手数料160円を支払い、その旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金及び増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

補 則 旅客会社線との連絡運輸及び旅客会社線を含めての三線連絡の場合の手数は220円とする

(団体乗車券及び貸切乗車券紛失の場合の取扱方)

- 第172条** 旅客が、団体乗車券又は貸切乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第170条の規定にかかわらず、220円の手数を収受して、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券又は貸切乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について、既にその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

- 第173条** 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が改札を受ける前で、かつ、有効期間内（前売りの乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを発行駅（往復乗車券の復片を除く。）に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき160円を支払うものとする。
- 2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が、往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって、往片を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず既に収受した往復旅客運賃から、既に使用した往片の区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。
- 補 則** 旅客会社線との連絡運輸及び旅客会社線を含めての三線連絡の場合で、本条第1項の取扱いをするときは、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

(使用開始前の定期旅客運賃及び回数旅客運賃等の払いもどし)

- 第174条** 旅客は有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券、定期特別急行券又は定期座席指定券を駅に差し出して既に支払った旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として220円を支払うものとする。ただし、定期乗車券、定期特別急行券又は定期座席指定券については、定期乗車券、定期特別急行券又は定期座席指定券をそれぞれ発行する駅でのみ、払いもどしを請求することができる。

(特別急行券及び座席指定券に対する料金の払いもどし)

第175条 旅客は、特別急行券又は座席指定券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10円未満のは数は、切り捨てる。）を手数料として支払い、当該特別急行券又は座席指定券に対する特別急行料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、列車変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の特別急行券又は座席指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。

- (1) 出発する日の2日前までに請求したときは、既に支払った当該料金の3割に相当する額
- (2) 出発時刻までに請求したときは、既に支払った当該料金の5割に相当する額

(特別車両券に対する料金の払いもどし)

第175条の2 第50条の3の規定により発売した特別車両券の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別急行券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、旅客は次の各号に定める額（10円未満のは数は、切り捨てる。）を手数料として支払うものとする。

- (1) 出発する日の2日前までに請求したときは、既に支払った当該料金の3割に相当する額
- (2) 出発時刻までに請求したときは、既に支払った当該料金の5割に相当する額

(旅行開始前の団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃の払いもどし)

第176条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券又は貸切乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃・料金又は貸切旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円（保証金を充当して発行したものについては、保証金の額に相当する額。また特別急行券、座席指定券又は特別車両券を発行したものについては、別に当該特別急行券、座席指定券又は特別車両券に対し、第175条又は前条に規定する払いもどし手数料に相当する額）を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特別急行券、座席指定券又は特別車両券を団体乗車券又は貸切乗車券によって発売しているときは、その列車が、乗車券面に表示された乗車駅を出発する時刻までにこれを請求しなければ、当該特別急行券、座席指定券又は特別車両券に対する料金の払いもどしを行わない。
- 3 団体旅客又は貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前各項の規定を準用して旅客運賃・料金を払いもどしすることができる。

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第177条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車しない区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

- 2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第173条の規定を適用する。

補 則 旅客は、旅客会社線との連絡普通乗車券を使用して旅行を開始した後旅行を中止した場合は、その乗車券が、有効期間内であつて、かつ、その乗車しない区間が、100キロメートルをこえるとき（乗車変更の取扱いをしたため、100キロメートルをこえる場合を除く。）に限って、これをその旅行を中止した駅に差し出し、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃（当該乗車券が往復割引普通乗車券以外の割引乗車券で旅行を中止しても既に乗車した区間だけでその割引条件を満たすときは、割引普通旅客運賃）を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

(不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第178条 旅客は、第90条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間について、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第179条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内

であるときに限って、これを定期乗車券を発行する駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

- 2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、又1か月未満の経過日数は1か月として計算する。
- 3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
 - (1) 使用経過月数が1か月又は3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
 - (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
 - (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第179条の2 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から、使用済み券片数に対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として回数乗車券1冊につき220円を支払うものとする。

- 2 前項の場合、V7券売機で発行した回数乗車券と引換回数券又は引換回数券のみの場合は、当該回数乗車券の種類、有効区間及び有効期限を同じくするものは1冊とみなして取り扱うものとする。また、V8券売機及びV8マルチ券売機で発行した回数乗車券の場合は、当該回数乗車券の種類、有効区間及び有効期限が同じで、さらに券番号が同一で枝番号が重複しないものは1冊とみなして取り扱うものとする。

(定期特別急行券及び定期座席指定券使用開始後の料金の払いもどし)

第179条の3 旅客は、定期特別急行券又は定期座席指定券の使用を開始した後、その定期特別急行券又は定期座席指定券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを定期特別急行券又は定期座席指定券を発行する駅に差し出して、既に支払った定期特別急行料金又は定期座席指定料金から、使用経過日数に相当する特別急行料金又は座席指定料金を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期特別急行券又は定期座席指定券1枚につき220円を支払うものとする。

- 2 前項の計算については、その指定を受けた列車が乗車駅を出発する時刻までに、これを発行する駅に差し出したとき、払いもどし請求の当日は、経過日数に算入しない。

第179条の4 削除

第179条の5 削除

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどし)

第180条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき160円を支払うものとする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券・回数乗車券・団体乗車券又は貸切乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

補 則 旅客会社線との連絡運輸及び旅客会社線を含めての三線連絡の場合で、本条第1項の取扱いをする場合の手数料は220円とする。

(傷い疾病等の場合の証明)

第181条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払いもどしの特例)

第182条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長し、又は手数料160円を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

補 則 旅客会社線との連絡運輸及び旅客会社線を含めての三線連絡の場合の手数料は220円とする。

第5款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第183条 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、次の各号の1に該当する事由が発生した場合、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、又、回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還及び他経路乗車の取扱いに限って、これを請求することができる。

(1) 列車が運行不能となったとき

- ア 第184条に規定する旅行中止及び旅客運賃の払いもどし
- イ 第185条に規定する有効期間の延長
- ウ 第186条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし
- エ 第187条に規定する他経路乗車及び旅客運賃の払いもどし
- オ 第189条に規定する不通区間の別途旅行及び旅客運賃の払いもどし

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から2時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、又は着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき

- ア 第184条に規定する旅行中止及び旅客運賃の払いもどし
- イ 第185条に規定する有効期間の延長
- ウ 第186条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払いもどし

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって乗車することができないとき

- ア 第184条に規定する旅行中止及び旅客運賃の払いもどし
- イ 第185条に規定する有効期間の延長

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内（前売りの乗車券については有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第184条 前条第1項の規定により旅客が旅行を中止した場合は、既に支払った旅客運賃から、既に乗車した区間に対する旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、既に乗車した区間に対する旅客運賃を、割引条件のいかんにかかわらず、割引の旅客運賃によって計算する。

(乗車券の有効期間延長の取扱方)

第185条 第183条第1項の規定による乗車券の有効期間の延長の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

(1) 旅客は、乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出てその乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は次の期間とし、この期間を原有有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

- ア 第183条第1項第1号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数
- イ 第183条第1項第2号に定める事由の場合は1日

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえこれを受け取るものとする。

(3) 旅客が、第1号の規定により延長のできる期間を原有有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第186条 第183条第1項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。この場合、当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅までとする。

(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。

- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは他の経路の列車による。
 - (4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
 - (5) 旅客が、第2号及び第3号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
- 2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については払いもどしの取扱いをしない。
- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に収受した旅客運賃の全額
 - (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したとき、又は旅客が無賃送還中の途中駅に下車したときは次に定める額
 - ア 原乗車券が無割引のものであるときは、既に収受した旅客運賃から発駅・途中駅間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額
 - イ 原乗車券が割引のものであるときは、既に収受した旅客運賃から、割引条件のいかんにかかわらず、発駅・途中駅間に対する割引の普通旅客運賃を差し引いた額
- 3 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。
- 補 則** 事故発生前に購入した旅客会社線との連絡乗車券を所持する旅客の無賃送還及び旅客運賃の払いもどしは、その事実が発生した運輸機関内に限るものとする。

(他経路乗車の取扱方)

- 第187条** 第183条第1項の規定による他経路乗車の取扱方は、次による。
- 旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車をすることができる。ただし、他の経路による乗車中に途中下車をすることができない。
- 2 前項の取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃と実際乗車した区間の普通旅客運賃とを比較して、過剰額は払いもどしをするものとし、不足額は収受しない。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、実際乗車した区間に対する普通旅客運賃をその乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。
 - 3 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客について第1項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払いもどし及び不足額の収受をしない。
 - 4 第1項第1号ただし書の規定により、他経路を乗車中に途中下車した場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を収受する。

(旅客運賃・料金の払いもどし駅)

- 第188条** 第179条・第186条又は前条の規定により旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で、旅客運賃・料金の払いもどしの請求をしなければならない。
- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は旅行中止駅
 - (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は送還を終えた駅
 - (3) 他の経路を乗車する取扱いを受けた旅客は旅行を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

- 第189条** 第183条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に前途の駅から乗継ぎをするときは、あらかじめ係員に申し出て、不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(運行休止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払いもどし)

第190条 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額に、休止日数を乗じ、は数計算した額

- ア 有効期間が1か月のものにあつては、 30日
- イ 有効期間が3か月のものにあつては、 90日
- ウ 有効期間が6か月のものにあつては、 180日

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額

(急行料金及び指定料金の払いもどし)

第191条 急行券又は指定券を所持する旅客は、運輸上の支障その他旅客の責任とならない事由によって座席を使用することができなくなった場合は、その急行料金又は指定料金の払いもどしを請求することができる。

2 定期特別急行券又は定期座席指定券を使用する旅客は、前項の取扱いを請求するときは、前条第1号の規定を準用して計算した払いもどし額とする。

(特別車両料金の払いもどし)

第191条の2 前条第1項の規定は、特別車両料金の払いもどしの場合に準用する。

(運行不能・遅延等の場合のその他の請求)

第191条の3 旅客は、第183条又は第203条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第183条から前条又は第203条第4項に定める取扱いに限りて請求することができる。

2 旅客は、列車の運行不能もしくは遅延が発生した場合又は車両の故障等又は第203条第2項の規定による手回り品の内容の点検若しくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第 6 款 誤 乗 及 び 誤 購 入

(誤乗区間の無賃送還)

第192条 旅客（定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限りて、最近の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第193条 前条の規定による無賃送還中の旅客に対しては、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及び既を送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券の誤購入の場合の取扱方)

第194条 旅客が、誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し過剰額は払いもどしをする。

第 8 章 入 場 券

(入場券の発売)

第 1 9 5 条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持していなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについてはこの限りでない。

(入場券の料金)

第 1 9 6 条 入場券の料金は、1枚につき大人160円、小児80円とする。ただし、りんくうタウン駅の料金は、1枚につき大人150円、小児70円とする。

(入場券の効力)

第 1 9 7 条 入場券は、発売駅で発売当日中に、制限された使用時間内で、1人1回に限って使用することができる。

2 前項の使用時間は、改札機で改札又は係員の改札を受けて入場する際に券面に印字される時刻より2時間とする。

3 前各項の規定による外、南海電鉄が別に定める入場券については、使用時間の制限及び入場時刻の印字をしないことがある。

(入場券が無効となる場合)

第 1 9 8 条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は無効として回収する。

- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき
- (3) 大人が小児用の入場券を使用したとき
- (4) 入場後2時間を超えたとき
- (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第 1 9 9 条 入場券の様式は、別に定める場合を除いて次のとおりとする。

第1種 大人用

表



5.75cm (裏磁気塗膜)

第2種 小児用

備考 改札機に投入時、券面中央に入場時刻を印字する。

(入場券の改札及び引渡し)

第 2 0 0 条 第1種及び第2種入場券を使用する旅客は、入出場の際、当該入場券を改札機投入口に投入して、改札を受けるものとする。また、その効力を失った場合は直ちに係員に引き渡すものとする。

(使用時間が経過した入場券の取扱い)

第200条の2 入場券で入場後2時間を超えた場合は、超えた時間に対して2時間ごとに入場料金を加算する。

(無札入場者)

第201条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、又は第198条第1項の規定により、入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第196条の規定による入場料金を収受する。

2 前項の規定は、第198条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第202条 第6条の規定により、入場券の使用を制限し、又は停止した場合は、入場券を所持する者にあつては入場料金の払いもどしをする。

2 前項による場合の外、入場料金の払いもどしはしない。

第 9 章 手 回 り 品

(手回り品及び持込禁制品)

第203条 旅客は、第204条又は第205条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(1) 別表第6号に掲げるもの(以下「危険品」という。)及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの

(2) 刃物(適切に梱包されたものを除く。)

(3) 暖炉及びこん炉(乗車中に使用しておそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。)

(4) 死体

(5) 動物(少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの又は第204条第3項に規定する身体障害者補助犬、盲導犬及び第205条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。)

(6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの

(7) 車両を破損するおそれがあるもの

(注) 別表第6号に定める適用除外の物品及び第2号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。

2 旅客が、手回り品中に危険品又は刃物(適切に梱包されたものを除く。)の車内への持ち込みの防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項又は前項の規定による協力の求めに応じたことによつて、列車に乗車できないとき(第1項第1号及び第2号に定める物品を所持していなかった場合に限る。)は、第183条第1項第1号ア、イ及びウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項及び第3項の規程による手回り品の内容の点検の求め及び協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(無料手回り品)

第204条 旅客は、第205条に規定する以外の携帯できる物品であつて、列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを無料で車内に2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号の1に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の1に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

（注）旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

（有料手回り品及び普通手回り品料金）

第205条 旅客は、子犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、持込期間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、南海電鉄の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、これを車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

2 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車（途中下車をしない乗継ぎの乗車を含む。）ごとに、次の料金を支払うものとする。

1個について290円

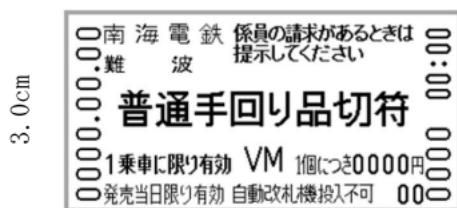
第206条 削除

（普通手回り品切符）

第207条 第205条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代わる証票を交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

表



5.75cm（裏磁気塗膜（ただし、非磁気券））

備考 券売機で発売する。

第208条 普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、切符又は証票に表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。

2 普通手回り品切符又はこれに代わる証票は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示して改札を受けた後、当該有料手回り品とともに所持し、又はくくりつけておき、係員から請求があるときは、いつでもこれを明示することとし、下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

第209条 削除

第210条 削除

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第211条 旅客が、第203条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第204条の規定による持込制限をこえる物品を南海電鉄の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により手回り品料金及び増料金を収受する。

(1) 第203条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだとき

手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次により計算した増料金

ア 火 薬 品 1キログラムについて 1,000円

イ その他の危険品 1キログラムについて 300円

(2) 前号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき

手回り品料金及びその2倍に相当する増料金

2 着駅において、旅客が第203条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第204条の規定による持込制限をこえる物品を南海電鉄の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第212条 旅客が、第203条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第213条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について第211条第1項第1号の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第214条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。